

---

平成30年 第86回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成30年9月5日（水曜日）

---

議事日程（第2号）

平成30年9月5日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第8号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第3 報告第9号 平成29年度（第20期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第4 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第5 報告第11号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第6 第68号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第7 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第70号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第71号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第72号議案 財産処分の件
- 日程第11 第73号議案 神河町消防団小田原分団南小田部消防ポンプ自動車の取得の件
- 日程第12 第74号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第75号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第76号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第77号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第78号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第79号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第80号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第81号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第82号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第83号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第84号議案 平成29年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の

- 件
- 第86号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 平成29年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 平成29年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 平成29年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 平成29年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第95号議案 平成29年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第96号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第8号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第3 報告第9号 平成29年度（第20期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第4 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第5 報告第11号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第6 第68号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第7 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第70号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第71号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第72号議案 財産処分の件
- 日程第11 第73号議案 神河町消防団小田原分団南小田部消防ポンプ自動車の取得の件
- 日程第12 第74号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第3号）

出席議員（12名）

1番 廣 納 良 幸	7番 松 山 陽 子
2番 三 谷 克 巳	8番 藤 森 正 晴
3番 澤 田 俊 一	9番 藤 原 裕 和
4番 小 寺 俊 輔	10番 栗 原 廣 哉
5番 吉 岡 嘉 宏	11番 藤 原 日 順
6番 小 島 義 次	12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂 田 英 之      主事 ..... 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山 名 宗 悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事
副町長 ..... 前 田 義 人	..... 小 林 英 和
教育長 ..... 入 江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事
町参事 ..... 石 堂 浩 一	..... 多 田 守
総務課長 ..... 日 和 哲 朗	建設課長 ..... 真 弓 俊 英
総務課参事兼財政特命参事	地籍課長 ..... 児 島 則 行
..... 児 島 修 二	上下水道課長 ..... 中 島 康 之
情報センター所長 ..... 藤 原 秀 洋	健康福祉課長 ..... 桐 月 俊 彦
税務課長兼滞納整理特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 和 田 正 治	..... 保 西 瞳
住民生活課長 ..... 高 木 浩	会計管理者兼会計課長
住民生活課参事兼防災特命参事	..... 山 本 哲 也
..... 田 中 晋 平	病院事務長 ..... 藤 原 秀 明
ひと・まち・みらい課長	病院総務課長兼施設課長
..... 藤 原 登志幸	..... 藤 原 広 行
地域振興課長	教育課長兼センター所長
..... 山 下 和 久	..... 藤 原 美 樹

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、台風21号が大変心配されておりましたけれども、我が神河町においては、異常はなかったというような報告も受けております。この後、特命参事のほうから若干の説明を受けますが、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第86回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、住民生活課、田中防災特命参事のほうから、昨日の災害対策本部設置による状況報告をしていただきますので、ここで発言を求めます。

住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 失礼いたします。それでは、昨日の台風21号の水防活動の概要報告をさせていただきます。

非常に強い勢力の台風21号が接近するということで、一昨日、9月3日月曜日から3課によります準備体制を行いまして、全町放送を2回行い、皆様に呼びかけしたところでございます。昨日は、午前8時に第1非常配備体制を発令させていただきます、あわせて指定緊急避難場所の5つの町指定避難場所を開設させていただきました。

気象警報等の概要でございますが、暴風警報が午前6時23分に発表、また大雨土砂災害警報が9時28分にそれぞれ発表されまして、午後5時52分に解除されております。

雨量につきましては、新田の雨量計で、延べ1日で67.5ミリということでございまして、台風が神河町の向かって右側を進路に通ったということで、幸いにして、大きな雨風、また被害等がなかったわけでございます。

それから、避難場所の利用状況でございますが、町の開設の避難場所のうち、利用された方は、神崎小学校で5名、それから寺前小学校で1名、合計6名ございました。集落の開設は6区でございまして、そのうち越知区で5名、粟賀町区で1名、中村区で2名、合計8名のそれぞれ利用がありまして、町と集落の避難場所の合計で14名の避難の方の利用がございました。

職員の出勤につきましては、管理職でございまして、34名出動いたしております。

また、町の消防団におかれましては、木下団長と玉田筆頭副団長にそれぞれ本部に入っております。対応を御協力いただきました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。

ただいまの報告がございましたとおり、災害がなかったということでございますので、安堵しております。これからもまた、いろいろとこういう状況があらうかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第1 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第1、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付していますので、御一読を願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しています。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いいたします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会の委員長の三谷でございます。

それでは、閉会中の総務文教常任委員会の調査活動を報告いたします。

委員会を8月17日に開催し、所管課の事務調査を行いました。その内容について報告をいたします。

まず最初に、教育委員会の教育課関係ですが、総合教育会議を6月5日に開催しまして、小・中学校の教育評価、それから30年度の教育方針等について協議をされています。それから、大阪府北部地震で問題となりました学校施設のブロック塀ですが、長谷小学校以外には設置をされていません。長谷小学校のものは、運動場の隅のボール当ての塀でございます。基準を満たしているとのことでございます。

次、第2期の神河町子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのアンケート調査を本年度実施する予定とのことでございます。

銀の馬車道は、発掘調査で明らかになった場所を町指定文化財に指定する検討をしているとのことでございます。

福本遺跡は、ガイダンス施設の基本設計・実施設計を作成しています。また、昨年9月に発掘されました、福本遺跡でつくられた瓦の供給先と思われる古代寺院跡は、範囲を広げて調査を行い、成果を得ることで福本遺跡の国指定文化財につなげていきたいとのことございました。

次に、小学校の適正規模・適正配置に関してですが、越知谷幼稚園・小学校は、7月にPTA役員が越知谷地域5区長に平成32年度より統合したい旨の要望書を提出されたとのことでございます。長谷幼稚園・小学校は、32年度以降の統合について、保護者で協議中であり、あわせて地域との調整も進めていくとのことでございます。

次に、白林陶芸館ですが、現在、シニアカレッジの陶芸教室として利用されていますが、神崎公民館で陶芸教室が開催できるようになれば、一般公募を含めて、施設の活用の検討をしていくとのことでございます。

次に、神河町スポーツ・文化競技大会出場激励金制度ですが、交付対象となるのは全国大会、国際大会に出場する場合です。ただし、全国大会は、原則高校生以下という制限を設けております。激励金の額は、全国大会は個人が3万円、団体が15万円です。

国際大会は個人6万円、団体が30万円となっています。また、激励金審査委員会を設けて、判断に迷うときに委員会を開いて審査をするとのことをございます。この件について、工業高校の技術系で全国大会に出場した場合はどのように取り扱うかという問いがございまして、これに対して、文化面は、学校での部活動は基本的に該当しますが、予選のないもの、また、一部の競技団体で行われているもの、また、文化とはほど遠いものについては、審査委員会で審査をし、決定をするとのことをございます。

次に、学童保育の関係ですが、子供が熱を出した場合、保健室的なものが必要になるのではないかと、そのような状況についての問いに対しまして、神崎学童には別室があります。また、寺前学童の保健室は、本年度、国庫補助金の申請をしておりましたが、交付決定を受けたので、今から工事発注をするとのことをございました。

次に、豪雨時等の小・中学校の登下校の判断基準についての問いがございまして、これに対して、午前6時の時点で警報が出ていたら自宅待機にし、また、8時半までに警報が解除されれば、速やかに登校の指示を出すということで取り決めをしているところをございます。基本的には警報を基準としておりますが、警報が出ていないときは、その都度、状況によって判断をしておりまして、全校長と連絡をとって、連携を図りながら決定しているとのことをございます。学校によって状況が違いますし、小学校と中学校も状況が違いますので、基本的には学校ごとにその後の判断をしていただいて、教育委員会にその旨の報告をしてもらっているとのことをございました。

次に、地域交流センターですが、短期山村留学事業で宿泊を伴う事業は旅館業とみなされましたので、旅館業の営業許可が必要となりました。旅館業営業許可を取得するには、旅館、簡易宿泊所の基準ですが、の設備基準を満たすためには改修が必要となり、相当の経費と時間を要しますので、今年度は宿泊を伴う短期事業は実施せずに、日帰りの短期事業を計画していくとのことをございました。

この件につきまして、旅館業の適用を受ける場合、それから民泊の申請をする場合、長期留学だけにするという3通りの方法がある。これらに関しての方向性に対する質問がございまして、回答としましては、旅館業の適用を受けるには、浄化槽、それからエレベーター等を合わせまして、概算で6,000万円ぐらいの改修費が必要になるとのことです。また、民泊につきましては、建築基準法の中で、まだ民泊関係がきちりと定めてありませんので、改修内容が把握できないのと、緊急時には25分以内に駆けつけることができる住宅宿泊等管理業の資格を有する者が必要とのことをございました。これらについて早急に検討しなければならないんですが、統合問題もある中で、地域の方々、また育てる会とも一緒に方向を見出していきたいとのことをございます。

次に、給食センターの関係ですが、食育での地産地消を目指す取り組みで、地域産野菜の7月末の消費割合は33.8%で、前年に比べて8.5%ふえているとのことをございました。また、4月から7月までの間の異物混入件数は7件となっています。

次に、公民館の関係でございまして、カーボン・マネジメント事業で実施しています

空調設備等の更新工事は、9月中は2階部分、10月中は1階部分、11月中にはグリーンホールの工事を行います。また、夏季休業中に公民館の無料開放をしましたが、これは好評ということで、冬休みにも実施したいとの要望があるがという問いがございまして、これに対して、公民館の各部屋の利用状況を調整しながら、可能な部分で開放していきたいとのことをございました。

次に、情報センターでございます。ケーブルテレビの指定管理者の指定の議案を12月に提案、そして基本協定を締結し、来年4月には年度協定を締結するというスケジュールになっているとのことをございます。

インターネットの高速化の取り組みでございますが、株式会社サルードとIRU契約の締結の準備を進めているとのことをございます。サービス利用の基本的なものとしては、1ギガビーピーエスのサービス提供の基本料金は1カ月2,500円、そしてメールアドレスを1つ無料で付与します。また、ウェブスペースも10メガバイト分が無料で付与されるという予定でございます。

この件につきまして、インターネットの速度は来年の4月になれば、町内全域1ギガビーピーエスまで上がりますかという問いに対しまして、来年の4月1日になれば1ギガの速度への切りかえが完了するので、局舎と加入者宅間は1ギガでつながりますが、インターネット空間を出た後、すなわち回線の混みぐあいとか、接続先のサーバーの性能によって変わってきますので、全てが1ギガでつながるとは言い切れないとのことをございます。また、現在、町とインターネット契約を結んでおられる方も、準備が整い次第、株式会社サルードと契約をしていただくことになるとのことをございました。

次に、税務課関係ですが、個人住民税の特別徴収事業者の一斉指定については、特に混乱もなく、順調に推移をしているとのことをございます。

また、税のコンビニ収納は、7月末現在で1,749件、2,989万414円、また、クレジット収納は41件で、46万700円となっています。また、口座振替を推奨するための窓口アンケートを検討しているとのことをございます。

また、相続人がいない土地、建物については、管財人を設定して、登記手続をして換価をすることに取り組んでいきたいとのことをございます。

次に、会計課でございます。7月末の現金等保管総額は60億3,581万6,185円でございます。一時借入金はございませんでした。

また、普通交付税につきましても、7月に神河町が災害被害を受けましたので、9月の前倒しということで、1億9,100万円が7月に概算交付をされております。

最後に、総務課の関係でございますが、第2次長期総合計画策定のためのアンケート調査を実施しています。中学校全校生徒297名を対象としたものは回収が済みしております。また、無作為に抽出した住民2,000人を対象としたものは、現在、回収中とのことをございます。アンケートの内容は、第1次総合計画の中で、生活にかかわる項目の満足度、達成度と将来のまちづくりについて尋ねるものをございます。

次に、7月の西日本豪雨に対する支援の取り組みに関しての報告も受けております。まず、家屋被害調査のために、岡山県の矢掛町へ職員2名を3日間派遣しております。また、社会福祉協議会が災害支援ボランティアを募集されて、岡山県の高梁市と倉敷市に支援に行かれております。また、義援金の募金箱は、庁舎等6カ所に設置しているとのことでございます。

次に、宿日直の業務委託ですが、再度、法的な確認を行い、日曜窓口の廃止の時期との調整も含めて、次の総務文教常任委員会にスケジュールを示したいとのことございました。この件について、マニュアルにない対応、災害、それから緊急時の対応はいろいろなケースが考えられるので、実際、レクチャーできるのかどうか心配であるという問いに対しまして、突発的な対応も含めてレクチャーできるのかという質問でございますが、絶対的に必要なことは、その人がどこに連絡をしたら、その担当につながって、そこからその対応ができていくかということ、緊急連絡の体制がしっかりとれるかどうか重要なことであるとの見解でございました。また、日曜窓口については10月の区長会で諮られますが、宿日直等についても区長会等で考え方を提案していく考えがあるのかという問いに対しましては、日曜窓口と同時に、その話をするかどうかについては、現在検討しているところでございました。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項、また質疑応答につきましては、お手元に配付しております報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

松山陽子民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） おはようございます。民生福祉常任委員長の松山でございます。

それでは、閉会中の平成30年8月9日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは、副町長及び関係課の管理職員の皆様の出席のもと、事務調査を行いました。なお、委員会資料をお手元に配付していただいておりますので、詳細については割愛させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

初めに、30年度の6月末までの業務執行状況について説明を受けました。入院患者数は約9,700人で、前年度に比べ200人ほど減っています。外科、そして麻酔科、耳鼻科を除く、他の診療科が減少しており、特に整形外科の入院患者数が減少し、目立っております。外来患者数は約2万5,700人で、前年度に比べ約2,800人減っています。特にリハビリ科の患者の減少が目立っている状況です。また、訪問看護、訪問リハビリの神河町の利用者数については219人で、前年度に比べ23人ふえているとい



う状況です。

次に、神崎郡在宅医療・介護連携支援センターについてですが、4月から中播磨健康福祉事務所からの情報提供も受けながら、地域の医療・介護の資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、そして、情報の共有支援や関係者の研修などを進めている状況です。そして、先日もセンターの組織体制や今後の事務の進め方、そして3町による運営協議会の実施について、センターの開設者である神崎郡医師会の藤川先生やセンター長の宮原院長を中心に、院内で協議をしていただいたとの報告がありました。

次に、姫路聖マリア病院との連携状況ですが、産婦人科の分娩の紹介については、7月末で17件ということです。今年度中に、マリア病院の前事務長による「民間病院と公立病院のちがい」等についての講演をいただく予定との報告を受けております。

そのほか、公立神崎病院の個室料金や診断書等の交付手数料の改正について、9月議会の議案に提出予定であることや、高校生と医学生のための地域医療体験の実施予定についての説明がありました。

次に、経営改革及び危機感に関する質問がありました。町からの病院への繰り入れがあることから、病院の医師以下、職員の方々も危機感を持って、経営改善に力を入れているという姿勢を町民に示すことが、町民の病院の経営に対する理解にもつながっていくと思う。一度、町長が直接先生方に会って、依頼をされるとか、思いを伝えられてはどうかとの委員からの意見がありました。それに対し、回答ですが、月例会議には町長も出席している。機会があれば、町を挙げて、病院を中心にまちづくりをやっているというようなことを、特に医師に伝わるような方法を考えていきたいとの回答でした。

在宅医療・介護の連携に関してですが、加古川中央市民病院では、地域包括ケアシステムの確立により、退院後の介護や看護に対して、往診の先生を紹介してくれる体制がとられている。神崎総合病院でもそういう体制をとってもらえると、退院することの不安が少しは和らぐと思うがとの委員からの意見に対して、神崎病院には地域連携室という部署があり、開業医や介護施設等との連携を図っている。しかし、現在、訪問診療を行っているのが、専門の診療所1軒と開業医1軒という状況であり、また、訪問介護サービス等も不足みである。このたびの在宅医療・介護連携支援センターを設けたのも、地域包括ケアシステムの一翼を担うということであり、健康福祉課やケアマネジャーとの連携もとりながら、積極的に進めていきたいとの回答でした。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。

障害者施設整備の検討状況については、いづみ福祉会が建設準備をしているグループホームについては、建設予定地が埋蔵文化財に係る可能性もあることから、設計図面等をもとに、いづみ福祉会と教育課で協議が進められているとのこと。また、新規に、高齢者と障害者のデイサービスを行う共生型サービスの事業所を平成31年の3月ごろに開設したいという旨の相談があったとの報告も受けました。

神崎支庁舎での日曜窓口についてですけれども、これについては、ことし4月からコンビニ交付、コンビニ収納ができる環境が整ったことから、住民生活課と健康福祉課のグループ会議と政策調整会議での協議の上、平成31年4月から第2・第4日曜のみの開設、そして平成32年4月から全面廃止の方向で進めていきたいとの説明がありました。これに関して、委員からは、都市部では通勤の帰宅時間に合わせ、開庁時間を少し延ばすなど、住民ニーズを捉えた対応をとっている自治体もある。窓口で丁寧に対応することによって、的確に住民の方が求められている証明を出すことができると思う。実際に窓口を利用されている方の意見も十分に聞いてほしいとの意見があり、それに対する回答は、第1段階の縮小して実施していく中で、いろいろと検討しながら、また住民の皆様の声をお聞きしながら進めていきたいと思っているとのことでした。

次に、肥満の子供の対応策はとの質問に対し、肥満度20%以上の肥満児が近年ふえてきている状況で、中でも今年度は肥満度30%以上の肥満児が町内小学校で15名となっている。対策としては、神崎総合病院の小児科医師の協力のもと、小児科の受診、血液検査を受けてもらい、その結果により、保健師と栄養士が生活習慣のアドバイスをしているとのことでした。

また、町ぐるみ健診については、7月末現在の町ぐるみ健診の受診者数は、昨年度の同時期に比べてもマイナスであるが、これからの7回ほどの健診でプラスになる見込みでよいのかとの質問に対して、健診を受けておられる方と受けておられない方とでは、国民健康保険における医療費が約倍ほどの差があります。今年度から前期と後期に分け、健診事業を実施しておりますが、前期の申込者で未受診の方には8月中に再度受診の勧奨をしていく予定であるとの回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

中播北部行政事務組合の次期のごみ処理施設の計画についてですが、7月の20日に先進施設である丹波市クリーンセンターの施設見学があり、福崎町からは5つの区13名、市川町からは6つの区の19名、神河町からは5つの区の10名の参加がありました。現在のところ、コンサルにより選定された各町5カ所の候補地は、各町で1カ所に絞り、区から応募のあった候補地と同じテーブルにのせて選定し、最終的に各町1カ所ずつを候補地選定委員会に提出していく形で進めていくとの議論がされていると説明がありました。

今後のスケジュールとしては、10月に第1回候補地選定委員会を開催する予定であり、今年度の末、来年の3月末ですけれども、その日をめどに候補地の最終選考をし、それから1年ほどかけて候補地の集落との詳細な詰めをし、実際の用地が決定するのは31年度末となる予定であるとのことでした。

次に、市川斎場の予約についてですけれども、インターネットを通じて火葬場の空き状況がいつでも確認でき、予約は葬儀業者を通じて行えるシステムを導入する予定で、今準備を進めているとの説明がありました。

そして、7月の西日本豪雨のときの対応について、委員から、7月5日から7日にかけての西日本豪雨の際の水防指令の発令や避難勧告の発令の状況から見て、住民の方々に早くからの注意喚起のために、また避難時の安全確保の面からも、発令のタイミングについて、役場で十分に協議が必要との意見がありました。そして、避難所の閉鎖時の対応や配慮についての意見も出ております。これに対しては、町長及び担当課で対応されたという、今現在もそういったことで検討していただいております。

以上、民生福祉常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。産業建設常任委員会の報告をいたします。委員会は8月6日に行われました。

まず、建設課所管でございます。

7月3日から7日の豪雨災害による被害状況の報告がありました。復旧に向けての対策としては、井堰・水路・農地等の土砂のけは地元でしていただいて、町が半分補助する。そのほか、町が実施して地元からお金をいただく事業と、地元でしていただき町が補助する事業があります。それぞれ対応していくとの報告であります。

次に、上下水道課でございます。

下水道統廃合については、沢区との話し合いがなかなか前に進んでいない状況であり、再度協議をしていくが、長引くようであれば新たな手法も考えているとのことでもあります。また、南小田処理施設も本年度は難しく思っている。いずれにしろ、住民の皆さんの協力が必要であり、理解していただくように努力していきたいとの報告であります。

次に、水道においては、長雨による豪雨災害で、取水口に土砂がつまり、濁水が出て迷惑をかけましたということでもあります。今後は整備をし、きれいな状態にしておきたいとの考えであります。

次に、地籍課であります。

猛暑日の続く中での作業であり、熱中症や蜂の対応もしっかりして作業を行っている。計画どおり、順調に進捗しております。

次に、地域振興課、商工観光係であります。

議会において何の報告もなしに、峰山高原に巨大ジャングルジムの設置がなされました。まさに委員会としては遺憾であり、それぞれ追及なり質疑がありました。その中の主な質疑であります。

まず初めに、議会への報告がなぜなかったのかという質疑であります。これに対しての答弁であります。指定管理ということで、民間に任せている手法をとっている施設であり、民間のスピード感を考えると、行政は少し違うところがあり、報告が間に合わなかったとのことである。御理解をいただきたいとの答弁であります。

次の質問であります。指定管理者マックアースの集客戦略であり、報告する思いはな

かったのではないかという質問であります。これに対しての答弁であります。途中からいきなりであり、驚いているところである。申しわけなく思っているとの答弁であります。

次に、この巨大ジャングルジムの設置は永久的なものかという質疑であります。これは、半永久的であるという答弁であります。

次の質問であります。当初計画のジップラインがおくれているのはなぜかとの質問であります。これについて、県立自然公園内の工事なので、県の許可が長引いたのと、資料が届くのがおくれたためであるとの答弁であります。

次に、農林業係であります。

道の駅「銀の馬車道・神河」は狭いというところが根本的な問題であり、売り場面積を拡大し、農産物、食事においても特化メニューを置き、ここにしかないものを売るといようなことをし、発想の転換が必要であり、今後検討していくとの思いであります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

まるしいたけ事業は、株式会社シンケンから撤退の意思表示がなされました。理解しがたい点も多く、たびたび社長との面談を要請しているが、いまだ何の返事もないという状況であります。次に、まるしいたけ、この事業の後継候補に、公益財団法人ひょうご産業活性化センターからの仲介で、大阪市内でシイタケ菌床の生産販売をしている、すずき食品研修所から前向きに検討したいとの連絡がありましたという報告を受けております。

次に、フィリピン交流事業であります。町内でも不足している労働者問題や、物の交流、特産品等販売をしていく。また、逆に、向こうからの品物を販売や加工するなりして、人、物の交流を進めていきたいとの考えであります。

以上が委員会の主な報告であります。

次に、7月3日から7日にかけての豪雨災害箇所を、20日の日に委員会が視察をしました。視察箇所は長谷地区から大河内高原ライン、日和橋河川敷等であります。一日も早い復旧を求めています。

次に、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会が6月29日に開催されました。現地調査においては、比延地内の歩道の設置、沢地内のJR第2サルカク踏切の拡幅工事は、ともに31年度には全線完了するという予定の報告がありました。

これで、以上であります。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長、ちょっとこれ。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 済みません、訂正をいたします。

私、開催日を8月6日と申し上げましたが、7日の誤りであります。訂正をいたします。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、お願い

いたします。

藤原裕和公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤原 裕和君） 9番、藤原裕和でございます。それでは、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

委員会を8月の20日。病院のほうへ出向いての委員会をさせていただいております。今回は、設計業者さん、また施工業者さんを交えての委員会の方式をとりまして、改築工事の専門家としてのそういう報告並びに説明を受けました。

今回の工事は第1期工事、第1期、第2期と分かれておるんですけども、第1期工事としての、ことしになりまして、2月に前回の委員会があったんですけども、それ以後、その当時は解体・整地作業が更地の状態の段階で行われました。それ以後、2月以降、基礎工事から鉄骨の建て方及び、そして、今現在、床工事など、順調に工程どおり進んでおるといふ報告を受けております。

また、これからは各階ごとに外装・内装工事、仕上げ工事が始まるわけでありまして、年末に向け、一気にこの仕上げ工事が進められるとのことであります。そして、来年の1月には竣工、この第1期工事の竣工の運びとなる予定で、工事工程どおり順調に進められる予定であります。

委員会の中で、業者さんを交えておりまして、その業者さんに今回のこの病院の北館改築工事の特徴という部分の説明を少し求めましたところ、内藤建築設計さんからは、北側の病院敷地を目いっぱい使った建てかえ工事ということでありまして、また、既設の中館と南館との連絡、北館ですので、一体的なものと、設計としておるとのことです。また、ほかの最新の空調システムなど取り入れておるとのことです。

そして、また、施工業者の松村組さんからは、今回のこの工事は病院の運営をしながらの建てかえという工事でありまして、難易度が少し高いというようなことも伺いました。仮設の渡り廊下など、いろいろなルート変更をいたしながら工事を進めておるとのことでありまして、病院の運営に支障を来さないように、こういう部分を気をつけながら作業をさせていただいておるとのことです。こういう丁寧さの説明もいただいております。

以上、今の工事経過、途中でありまして、また順次経過説明をさせていただきます。

今回は、以上、病院の北館改築事業の調査の報告であります。

○議長（安部 重助君） ここで、私のほうより報告をさせていただきます。

私のほうから、6月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

6月29日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が市川町役場で開かれ、藤森正晴産業建設常任委員長ほか、委員全員と私が出席しております。議事は、平成29年度の事業報告並びに会計決算、平成30年度の事業計画並びに予算及び平成30年度役員改選についてであります。いずれも原案のとおり認定、了承しました。

同じく6月29日に、第1回神河町ごみ減量化推進協議会が開催され、松山陽子民生福祉常任委員長に出席していただいております。

7月1日、中播磨地区消防操法大会が三木市の兵庫県消防学校で開催され、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月2日から3日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員、小寺俊輔監査委員が出席されております。

7月2日から7日、国際交流事業の一環として、物・人・技術の交流やインバウンド観光など、将来の文化交流だけでなく経済交流を進める友好都市提携の締結を目的に、フィリピンのダバオ市とディゴス市を町長とともに、議会を代表して私が訪問しております。

7月4日、京都府宇治田原町議会から、教育施設について、行政視察に来町されています。議会からは藤原日順副議長と三谷克巳総務文教常任委員長が、行政からは入江教育長、藤原教育課長と担当職員に対応していただきました。

7月9日から10日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しています。平成31年度兵庫県予算並びに施策に対する要望事項について協議しました。引き続き開催されました議長研究会では、「兵庫県の防災・減災対策」と題して、兵庫県防災企画局長、高見隆氏から講演を受けました。翌日は、議会報告会について意見交換をしております。

7月10日、中播建物農機具共催推進協議会総会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長に出席していただいております。

7月11日、第68回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が福崎町エルデホールで開催され、私と各議員が出席しております。

同じく7月11日に、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しています。

7月12日、県議会、市議会議長会、町議会議長会が政策課題の共有化を図ることを目的に毎年実施されている地方議会協議会の第1回会議が県庁で開催され、私が出席しています。3議会が持ち寄った政策課題の説明と質疑がありました。

同じく7月12日に、兵庫県政150周年記念式典が神戸国際会館で開催され、私が出席しています。

7月17日から18日、西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会による、平成31年度予算編成に対する国会議員要望会が東京で開催され、西播磨市町議長会副会長として私が出席しています。

7月19日、反核平和の火リレーミニ集会が行われ、役場本庁舎玄関前にてランナーを激励しました。

7月20日、宮城県大郷町議会から、移住・定住促進について、行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からはひと・まち・みらい課参事と担当職員に対応し

ていただきました。

同じく7月20日に、全国過疎地域自立促進連盟兵庫県支部総会が神戸で開催され、私が出席しています。

7月23日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、監査委員の選任についてで、原案のとおり同意しました。

7月26日、プレオープンを迎えた寺前楽座「まちの灯」安全祈願祭がとり行われ、私が出席しています。

7月30日、寺前楽座「まちの灯」の竣工式が挙行され、藤原日順副議長に出席していただいております。

7月31日、神崎郡民主化推進連絡協議会定期総会が市川町公民館で開催され、私が出席しています。

8月1日、神崎郡人権教育研究大会が市川中学校で開催され、私が出席しています。

同じく8月1日に、神河町商工会役員との意見交換会を役場本庁で開き、私を含む全議員が出席しております。商工会から出された神河町活性化の施策に関する要望、提案、課題等について意見交換しました。

8月3日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、吉岡嘉宏広報公聴活動調査特別委員長ほか、委員全員と私が出席しております。

同じく8月3日に、第1回地方行政課題研究会が神戸で開催され、三谷克巳議員、松山陽子議員、藤森正晴議員に出席していただいております。

8月4日、第13回かみかわ夏まつりの準備作業に、三谷克巳議員、澤田俊一議員、小寺俊輔議員に出役していただいております。

8月5日、福崎町名誉町民で日本民俗学の父・柳田國男の偉業をしのぶ第39回山桃忌がエルデホールで開催され、私が出席しております。

8月8日、平成30年度日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会総会が姫路で開催され、私が出席しています。

8月10日、県町議会議長会主催の新議員研修会が神戸で開催され、澤田俊一議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、栗原廣哉議員に出席していただいております。

8月18日、交通事故防止神崎郡民大会が市川町文化センターで開催され、私が出席しています。

8月19日、大阪医科大学との連携事業として、8月16日から4日間の日程で実施された地域医療体験研修の発表会が公立神崎総合病院で開催され、三谷克巳議員、松山陽子議員、小島義次議員、栗原廣哉議員に出席していただいております。

8月21日、県議会主催による第2回地方議会協議会が県庁で開催され、私が出席しています。県・市・町の議会代表者が県政の諸課題について意見交換を行いました。

8月22日、神崎郡連合区長会研修会が中央公民館グリンデルホールで開催され、私

と各議員が出席しております。「阪神・淡路大震災から西日本豪雨災害まで」と題して、神河町出身のひょうごボランティアプラザ所長、高橋守雄氏から災害ボランティア活動の実践を通じた今後の取り組みについて講演を受けました。

8月24日、神崎郡議長会が開かれ、私が出席しています。平成30年度町村議会議長全国大会、神崎郡町議会議員研究会等事業計画の詳細について協議をいたしました。

8月26日、神崎郡少年剣道大会が神崎郡総合体育大会剣道競技の部を兼ねて、神崎体育センターで開催され、私が出席しています。

8月28日、神崎郡交通対策協議会総会が市川町役場で開催され、私が出席しています。

8月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開かれ、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成29年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について提案説明がありました。採決は、第2日目の10月11日に行う予定です。

同じく8月30日に、中播農業共済事務組合議会臨時会が開かれ、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は、農業共済条例の全部改正で、原案のとおり可決しました。なお、各事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度、ごらんいただきたいと思います。

9月2日、神崎郡町対抗卓球大会が神崎郡総合体育大会卓球競技の部を兼ねて、グリーンエコー笠形B&G体育館で開催され、私が出席しております。

なお、閉会中に要望書1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりです。

会議規則第129条に規定する議員派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月17日第56号を発行し、7月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前 9時58分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

## 日程第2 報告第8号

○議長（安部 重助君） 日程第2、報告第8号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。



上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件、交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年5月25日に発生しました公用車事故の対物事故分について、7月3日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） それでは、報告第8号について詳細説明を申し上げます。専決処分書をごらんいただきたいと思います。

この事故は、本年5月25日午後3時ごろ、神河町福本1241番地の3、特別養護老人ホームうぐいす荘の駐車場において発生した車両同士の事故でございます。

事故の概要につきましては、訪問看護ステーション職員が公用車の方向転換をしようとバックした際、後方確認を怠っていたため、後方に駐車中であつたうぐいす荘職員の自家用車にバックで接触した物損事故でございます。

協議により、当方100%、相手方ゼロ%で本年7月3日に示談が成立しましたので、相手車両の損害額19万2,520円全額を賠償することとし、7月31日に支払いさせていただきました。

なお、公用車につきましては、当方が加入する車両保険により修繕いたしました。この事故による賠償金や公用車の修繕につきましては、全て保険の範囲内で対応できたため、一般財源等の持ち出しはございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。この接触事故ですが、接触事故の割に金額が19万2,520円と高いのですが、具体的にどの程度の被害になってるんですか。どの部分がどういうふうになってるんですか、教えていただきたいです。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。

バックをしていたということでございますので、後ろ側のバンパーあたり全て破損いたしておりますので、全部取りかえというところから高額な金額になっているところで

ございます。ほかにも、そこだけではございませんが、取りかえというところで金額が高くなっている状況でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 相手方の部位のことを聞いとんですが。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 質問がおかしかったかもしれませんが、公用車はバックでぶつけてるんやから、当然バンパーでええと思うんです。ただ、公用車の分は車両保険で直ってるんやから、相手方が19万何ぼですよ。ということは、相手のどこに当たったかというのがはっきりしてないですよ。

それと、こういう100%の事故の場合ですね。町としてはどういう、後、事故続いたらあかんで、どういう対策をとられてるか。そういうところを聞きたいんです。以上です。

○議長（安部 重助君） 先に、さっきの部位のほうは、それも含めて回答できますか。  
（「いや」と呼ぶ者あり）

じゃあ、2点目の質問の回答を願います。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。

交通事故にかかわるお尋ねということでございます。役場の内部におきましても、最近、個人の、いわゆる不注意等による接触事故等が多く発生をいたしております。そういった場合につきましては、車両保険ということで対応させていただいております。

あわせて、事故が起きた場合につきましては、一定の書式がございますが、どのような原因で事故が起こったのか、そして今後どのような対策をするのかといった報告を求めまして、安全運転管理者であります私のほうからしっかりと今後の安全対策について指導を行って、事故のないように対応するようということで対応しておるのが現状でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。

相手方の車につきましては、車種、日産キューブでございます。バックで当たっておりますので、相手方のフロント部分の破損でございます。その部分を取りかえているところから、金額が高くなっている状況でございます。

2点目の質問につきまして、役場の日和総務課長がお答えしましたけども、病院は病院で同じようにそれぞれ所属長の注意喚起、また安全運転管理者であります事務長、私なりが注意させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第 8 号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

### 日程第 3 報告第 9 号

○議長（安部 重助君） 日程第 3、報告第 9 号、平成 29 年度（第 20 期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 9 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第 20 期株式会社神崎フード経営状況報告の件で、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

さて、第 20 期の経営状況ですが、売上高が 13 億 6,992 万円となり、前年度が 13 億 2,996 万円でしたので、前年度対比で 103%、3,996 万円の増額、税引き後の純利益では 406 万円の黒字となり、前年度の 1,218 万円の黒字に続き、5 期連続の黒字となりました。売り上げについては、前年度対比で、エスアールジャパンが 84.3%、イオングループが 98.6%となり、約 5,700 万円の売り上げが減少しました。一方、マルアイとの取引では 146.8%となり、約 8,600 万円売り上げがふえており、また大黒茶屋においても、道の駅のオープンにより 146.5%となっております。その他、さとう、A コープ近畿などで 100.8 から 104.8%の微増となりました。

次に、米の仕入れ価格については、1 キロ当たり年間の平均金額で 282.5 円となりまして、前年度と比べて 36 円、一昨年度と比べて 70.1 円高くなっており、売り上げは伸びていますが、主となるお米の仕入れ価格の高騰が経営に大変大きく影響している状況でございます。さらに、平成 30 年度においても米価が高くなる予想がされており、危惧しているところでございます。

今後は、一層、生産性の向上、神河町 P R イベントでの販売促進を図り、さらに姫路駅かいわいのすし飯の利用店への供給希望を模索しながら、新規の取引先を開拓していきたいと考えております。

次に、雇用についてでございますが、町内の従業員数は、昨年と比較し、5 人ふえて 50 人となり、雇用面でも貢献していると思っております。

以上が報告利用並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 失礼します。地域振興課、多田でございます。それでは、報告第 9 号の内容につきまして御説明申し上げます。

6月4日に開催されました第20期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フーズの決算報告書の詳細につきまして御報告いたします。

表紙の次のページ、次の2ページ目をごらんいただきたいと思います。平成30年3月31日現在の会社の状況でございますが、株主は神河町とエスアールジャパン株式会社と兵庫西農業協同組合の三者でして、町の持ち分につきましては830株の4,150万円で、49.7%の筆頭株主でございます。

29年度の取締役と監査役はごらんとおりであります。従業員数は、役員、社員、パート合わせて80名で、昨年より4名ふえております。うち、町民は62.5%となっております。

なお、お盆、ゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を40から70名ほど雇用して乗り切っているところでございます。

3ページには営業報告を記載しています。総売上金額が13億6,992万円で、前期と比べて3,996万円、3%の増額となっております。主な取引先の売り上げにつきましては、エスアールジャパンが4,881万円の減、イオングループが885万円の減でありましたが、全体の売り上げの中では44.6%を占めているところでございます。一方、売り上げが伸びている取引先につきましては、マルアイが大きく伸び、8,642万円の増、さとうが220万円の増となっております。特に、マルアイにつきましては、握りずし用のしゃり玉、お弁当の御飯が大きく伸びたことが原因であります。そのほか、サービスエリア、酢飯納品店、道の駅オープンによる売り上げが伸びているところでございます。

営業面での課題としましては、製造工程、配送経費の見直しも必要であり、配送経費が合わない納品先については、取引先の終了等も考慮し、経営改善に努めなければならないということでございます。

お弁当の取り組みとしまして、神河弁当が2,731個、銀の馬車道弁当が2,659個の販売ということで、前年と比べて神河弁当の販売数が大きく減っております。銀の馬車道弁当については伸びている状況でございます。今後については、リニューアルのほうも検討していきたいというふうには考えております。

次に、4ページの貸借対照表でございますが、左側の資産の部の合計欄のみを説明させていただきます。流動資産の合計で2億6,490万円となっております。金額の大きなものは、現金、預金で9,278万円、売掛金で1億5,724万円、原材料等の棚卸資産で1,400万円、未収入金で152万円となっております。

次に、固定資産合計で4,824万円となっております。内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品等の有形固定資産で2,936万円、ソフトウエアの無形固定資産で164万円、投資有価証券等のその他資産で1,723万円となっております。資産の部の合計で3億1,314万4,454円ということでございます。

次に、右側の負債の部でございます。買掛金、短期借入金等の流動負債で1億8,98

2万円となっております。買掛金が1億2,792万円、1年以内返済長期借入金が601万円、未払い金が3,326万円、未払い費用が1,764万円となっております。固定負債では、長期借入金で1,448万円で、負債の部の合計では2億430万円となっております。

次に、純資産の部では資本金は8,350万円で、利益剰余金2,533万円となり、純資産の部合計で1億883万円となりました。負債、純資産の部の合計は3億1,314万4,454円となっております。

次に、5ページの損益計算書を御説明申し上げます。売上高は13億6,992万円でございます。この内訳は、スーパー等への製品売上高が12億7,546万円、三角おむすび等の物販の売り上げが7,096万円、大黒茶屋の売り上げは、弁当、麺、土産、たばこ、喫茶売り上げで2,349万円となっております。

次に、売上原価ですが、期首棚卸高が25万円、物販仕入れ高が6,048万円、大黒茶屋商品仕入れ高が1,007万円、マックスバリュ等の集配センター利用手数料等の販売手数料が5,048万円で、合計1億2,104万円となっております。当期製品製造原価は10億5,501万円で、内訳は6ページに記載をしております。当期材料費で7億4,818万円、労務費で2億216万円、経費で1億488万円となりまして、当期総製造費用は10億5,524万円となり、棚卸高を差し引きまして、当期製品製造原価は10億5,501万円となっております。

5ページに戻ってまいりまして、合計が11億7,631万円となり、期末棚卸高49万円を差し引きまして、売上原価の合計が11億7,582万円となっております。売り上げから原価を差し引いた売り上げ総利益、いわゆる粗利は1億9,410万円となりました。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が1億9,742万円で、内訳は6ページに記載をしております。金額の大きなもので、販売員給与の1,362万円、事務員給料の1,459万円、発送配達費の7,259万円、支払い手数料の1,146万円となり、大黒茶屋労務費については一般管理費及び製造原価に計上してまいりまして、ゼロ円としております。雑給の540万円、賞与の616万円、法定福利費の962万円、役員7人の報酬で2,964万円、減価償却費の358万円、リース料の702万円、保険料が295万円ということになっております。

もう一度5ページに戻っていただきます。売り上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は331万円となりました。次に、営業外収益については、ハローワークを通じた雇用に係る補助金、チェーン脱着場の管理委託料等の営業外収益で297万円、その他国税等還付金、実習生の家賃本人負担金等で710万円で、支払い利息割引等の営業外費用で58万円となりまして、営業外を差し引いた経常利益は625万円となっております。特別利益は、冷蔵冷凍車の売却益が9万円ということですので、特別損失はありません。法人税、住民税及び事業税の227万円を差し引きまして、当期

純利益は406万円となっております。

次に、7ページをごらんいただきます。株式資本等変動計算書でございます。資本金8,350万円に当期期首残高2,126万9,533円、当期純利益406万7,459円をプラスして、純資産が1億883万6,992円となっております。

8ページには21期の営業計算計画書をつけております。売上予算は売上高14億2,833万円で、4%程度の増加を目指していきたいと考えております。昨年引き続き、マルアイ、イオングループ、直売での売り上げを見込んでおります。さらに、道の駅では自社開発商品と買い取り仕入れ商品の取り扱いをふやして利益増を見込んでおります。また、夏場の売り場の確保を検討し、季節ごとの売り込み商材を確立し、従業員の接客向上を行い、リピーターの増加を目指すということでございます。

今後の課題としましては、どの取引先も店舗での加工が厳しく、外注で鮮度感のある商品や、1日2回配送の製造体制の依頼があり、取引先のニーズに対応していく必要があるということでございます。町産米の活用につきましては、今年度は日本晴を約2.0ヘクタール、認定農業者の方でございしますが、と契約をしております。地域と連携しながらの会社経営を行っていきたいと思っております。また、今後についても担い手農家と協議しながら生産量をふやしていきたいと考えております。

8ページの下段には取引先との売り上げ見込みをつけております。また目をお通しただければと思います。

今後、厳しい経営状況であることは確かでございますが、従業員一同力を合わせて神崎フード、道の駅の経営に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御支援をいただくことをお願い申し上げまして、報告第9号、平成29年度(第20期)株式会社神崎フードの経営状況の報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員(11番 藤原 日順君) 11番、藤原でございます。4ページの貸借対照表、バランスシートなんですけども、負債の部のほうで買掛金が1億2,800万、それ以外に未払い金と未払い費用を合わせると5,000万ほどの未払い分があるということなんですけども、その分の内訳はわかりますでしょうか。というのは、未払い金の金額ちょっと大きなもので、それがちょっと気になりますので、お願いします。

○議長(安部 重助君) 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事(多田 守君) 未払い金につきましては、結構大きなところでいいますと窪商運さん、オリックス株式会社さん、三菱電機クレジットさん等が主に大きなところでございます。件数につきましては、かなり未払い金につきましては約50社ぐらいが買掛金としては上がっているところでございます。運送屋さんの部分ですね。あと、イオンサプライとかについても未払い金が残っているという分が

あります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原です。相手会社じゃなくって、相手勘定科目、結局何の分が払ってないのかなんですけども。というのは、決算書をもしお持ちであれば、勘定科目の明細書のほうに全てそれが記載してあると思うんですけども。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 議長、済みません。ちょっと手元に資料がないので、時間をいただきたいのですが。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時53分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。日順議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

貸借対照表の中の未払い金の内訳でございますが、製造原価に入らない経費、備品、衛生費、修繕費等でございます。それともう一つ、未払い費用につきましては、職員の給与分を計上をしているといった状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 2点ほどお伺いします。5ページの損益計算書、ここの売上原価の中の販売手数料、5,048万7,548円これの内訳的なものがあれば教えてほしいというのが1点。

それから、先ほど町産の米を使って購入いう形で2ヘクタールほど言われてたんですが、具体的に町のお米の購入と町以外の購入の割合を教えてください。2点お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

まず、1つ目の販売手数料でございますが、センターフィーといいまして、マックスバリュ等のスーパーが所有する数カ所の配送センターに商品を運送するとセンターの車で各販売店へ商品を搬送してもらえる、その搬送手数料がセンターフィーで、売り上げで支払うということでございます。内訳としましては、金額的なことはないんですけど、マックスバリュで6.5%、マルアイで5.1%等でございます。

それから、町内産のお米につきましては、現在、町内産のお米のそのトン数までは、申しわけありませんが手元にはございません。使っている品種でいいますと、町内産のお米につきましてはコシヒカリが神河弁当に使う町内産のお米でございます。それから、

日本晴については2ヘクタール分でございます。これはすし飯に使うものでございます。町内産としましては、このコシヒカリと日本晴の分でございます。あと、町外産というか業務用のお米としましては、品種といいますと朝日米、アケボノ、ひとめぼれ、里海米の4品種を購入されているというところでございます。申しわけありませんが、使用量のトン数、また割合については、こちら、今のところ手元にない状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ありがとうございます。

先ほど言われた、マックスバリュが0.65って言われてたんですけど、これはイオングループについてですか。それと、もう一つのマルアイとさとう、エコープ近畿とかあるんですけど、その辺は手数料ないんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 販売手数料につきましては、今申し上げましたマックスバリュとマルアイについては主なものとして答えさせていただいております。そのほかにも、販売手数料としては銀ビルさん等にも4%程度あるということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この手数料のパーセンテージはこちらのほうで決められないんですか。向こうの一方的なものなんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 販売手数料のどちらが決めるのかというようなことではございますが、お互いで契約をされて、契約に基づいての支払いということになっておりますので、そういった基本なところがそれぞれがございまして契約しているものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。21期の経営計画、8ページのところなんですけれども、1点お伺いしたいのは、道の駅のところで一番最後の行で、夏の間の食ということで手づくりのわらびもちについて、姫路の業者より日々仕入れ販売というふうに書いておられるんですけども、町内の製菓店といいますか、町内のお菓子屋さんとかからの協力はちょっと得られないものなのかということをお伺いします。

それからもう一つは、その下の表なんですけれども、新年度の予算表といいますか、目標額を記入されてる表なんですけど、差額を表記されてるところが、19期と21期というふうに書いておられます。これは20期と21期の間違いではないかと思っておりますので、それはちょっと訂正されることではないかと思っておりますので、お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。



○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） まず、1点目の手づくりわらびもちの件でございますが、町内業者はどうやということでございますので、それも役員会等において検討していきたいというふうに思っております。

それから、19期と20期のところでございますが、申しわけありませんが、その対比の横のところは20期と21期でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第9号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第4 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第10号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。実質公債費比率は16.0%、将来負担比率は44.2%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当ございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、報告第10号について詳細説明をいたします。

まず、1枚めくっていただきまして、報告書をごらんください。1、健全化判断比率につきましては、それぞれ赤字がございませんのでハイフン表示ということで表示をさせていただきます。続いて、実質公債費比率につきましては16.0%で、28年

度決算を受けての昨年の比率が15.7%でしたので、0.3ポイントの上昇ということでございます。それから、将来負担比率につきましては44.2%で、28年度決算を受けての昨年の比率が34.7%でしたので、9.5ポイントの上昇ということになっております。これらは、先ほど町長が申しましたように右側の早期健全化基準の基準未満ということになってございます。

この実質公債費比率につきましては、非常に大きな指標ということで捉えておりまして、平成26年度において18%未満を達成して以降、引き続き改善に向けて努めてきたところではございますけれども、今回におきましては、標準財政規模の縮小等によりまして、比率が昨年度より上回ってきたと。そして、さらに今後の財政状況を見る中では、この比率が上昇をしていくということを推測されているので、一段とこの指標については注視をしながら財政運営を行っていききたいと、このように考えております。

また、将来負担比率につきましても同様に、一般会計等を含めました地方債の残高が今後ふえてくるという状況の中で、先ほど言いました標準財政規模も縮小してくるという中では、少しずつこの比率についても上昇していくということで注視をしていきたいと、このように考えているところでございます。

続いて、2、資金不足比率につきましては、それぞれ資金不足を生じておりませんのでハイフン表示ということになってございます。

これから2枚めくっていただきまして、その次に、1ページからページ数を振ってございます。まず、1ページ目につきましては、これを算出するための総括表が1ページ、そして、2ページが実質赤字比率と連結赤字比率の算定表、そして総括表、そして3ページには実質公債費比率の総括表、そして4ページには将来負担比率の算出表となっております。そして、最後の5ページにはそれらの算定の算出方法ということで記載をさせていただいております。この算定の方法、5ページをもとに少し説明をさせていただきます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計ベースということでございまして、算出は記載のとおりでございます。まず、分母につきましては標準財政規模ということ、そして分子は一般会計等の赤字額ということになります。まず、分母の標準財政規模につきましては、3ページをお開きください。3ページ中段の⑫、⑬、⑭のそれぞれ3つの合計額、平成29年度のそれぞれの合計額が標準財政規模ということで、50億4,996万6,000円ということでございます。そして、分子に当たります一般会計等の実質赤字額につきましては、続いて、2ページをお開きください。2ページの左上段の一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の合計額が普通会計の赤字額ということで、いずれも黒字でございますので、ここでは算出はマイナス表示ということで、赤字は出てこないということで、ハイフン表示ということになってございます。

続きまして、連結赤字比率でございまして、分母につきましては先ほど言いました標

準財政規模、同じです。分子につきましては、先ほど説明しました一般会計等の赤字額にそれ以降の、2ページでいいます国民健康保険特別会計の実質収支額から右の下の土地開発事業特別会計の部分の合計額を足したものが赤字額ということで、これも赤字が発生をしていないということでマイナス表示でございまして、ハイフン表示ということで、赤字比率は両方とも出てこないということになってございます。

続きまして、また5ページに戻っていただきたいと思います。5ページの、続きまして、真ん中あたりの実質公債費比率でございまして。算出式につきましてはごらんのとおりでございまして、まず、分母につきましては、標準財政規模からそれぞれの公債費を発行しました元利償還金に対する交付税算入額を差し引いたものが分母となります。そして、分子につきましては、それぞれの普通会計、企業会計等に係る元利償還金の金額から特定財源、そして公債費に算入、普通交付税に算入される額を差し引いたものが分母に上がってくるということでございまして。

それにつきましては、3ページをお開きください。まず、分母の標準財政規模から差し引く公債費の算入の額につきましては、上段の⑨、⑩、⑪の平成29年度の欄、この3つが差し引かれる交付税の算入額ということになります。そして、分子に係る分の元利償還金の部分につきましては、①から⑦までの合計がそれぞれ償還の額の合計ということになります。それから差し引く特定財源につきましては⑧、これが特定財源になります。そして、公債費の算入で差し引かれるものが先ほど言いました⑨から⑩ということで、それぞれ差し引き計算をしますと、平成29年度の単年度の実質公債費比率については、中段の部分の平成29年度欄に書いてあります16.42900%ということで算出がされてきます。この実質公債費比率につきましては直近3年間の平均ということで、それぞれ27、28、29の3年平均ということで、最終的に16.0%ということで算出をされるということでございまして。

続いて、将来負担比率でございまして。これにつきましては、4ページをお開きください。4ページの部分で、これにつきましては、分母につきましては先ほど実質公債費比率のところの説明しました分母と同じでございまして。そして、分子につきましては、まず、将来に負担がある額が幾らあるのかというところを求めたものでございまして、それにつきましては、4ページ一番上段の将来負担額というところの合計額が入ってございまして。続いて、それから充当できる財源が幾らあるのかというところは中段の充当可能財源等というところで、それぞれ基金から3つの部分が差し引きされる金額ということで、それらを計算をいたしますと、今後、将来に向けて、将来負担額につきましては17億7,764万6,000円ということでございまして、分母につきましては40億1,367万6,000円ということでございまして。それを計算かけますと、将来負担比率につきましては44.2%ということで計算をされてくるということでございまして。

最後に、資金不足につきましては、先ほど説明いたしましたように、それぞれの会計で現在資金不足が生じていないということで、該当はないということでございまして。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。実質公債費比率なんですけれども、これは直近3年間の平均で求められますんで、今年度については16.0ということで、前年度0.3ポイントアップにとどまっておるということだろうと思います。単年度で見れば、平成27年が15.19204、28年が16.38109と、1.19ポイント上がった。28年度から29年度については16.429、先ほどの説明がありましたように単年度では16.429ということで、これは0.048ということで非常に上がり幅は低いんですけども、1.19と、その辺のところありますので、0.3ポイントにとどまったというのが正直なところだと。特に平成27年のときの15.192っていうのがありますので、16.0にとどまった。平成20年ごろだったと思うんですけども、それ以降ずっとやっぱり単年度の実質公債費比率は下がってきてよかったんですけども、28年度に今度、上昇に転じた。その上昇の勢いがまだ29年もあるということで、今度、来年についてはこの15.192が算入されませんので、平均に、対象後になりますので、もう少しやっぱり影響が大きいだろうというように思うわけです。その点について、財政特命参事としてどのようにお考えなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。まさに言われるとおりの懸念がございます。その点につきましては、平成30年度をにらみ合わせますとさらに標準財政規模が縮小をしていくという段階におきましては、単年度の比率がこれ以上下がることはないのだろうと、このように危惧をしているという状況の中で、今、県から求められております10年間の財政シミュレーションを立てているという状況の中では、最悪この3年間の平均が17.5ポイント前後ぐらいまでは上がるのであろうなというような予測を立てながら財政シミュレーションを立て、財政運営を今後注視をして行っていかなければならないということで、少し非常に危惧をしているところが現状でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第10号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第5 報告第11号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第11号、平成29年度教育に関する事務の管

理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第11号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し、公表するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきましては、教育長と教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。平成29年度の教育活動について、事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、いわゆる外部評価を受けましたので、その報告をいたします。私からは評価の概要を報告し、詳細につきましては課長から報告いたします。

神河町では、これまで教育基本法や学習指導要領、ひょうご教育創造プランなどを踏まえた上で、教育への取り組みをさらに深めるべく、平成28年度には神河町教育基本計画である第2期かみかわ教育創造プランを策定し、5年計画で神河町の教育を推進しているところでございます。

第2期かみかわ教育創造プランでは、「ふるさとを愛し ところ豊かで 自立したかみかわの人づくり」を基本理念とし、3つの目指す人間像、5つの目指す教育目標を掲げて取り組みを進めております。

また、学校・園教育を推進する基本方針として、1つ目に、自立して未来に挑戦する意欲や態度の育成、2つ目に、生きる力を育む教育の充実、3つ目に、子供の学びを支える仕組みの確立を、また、社会教育を推進する基本方針として、生涯学習の学びを支援するを上げて、学校教育、社会教育の取り組みを進めております。具体的には毎年度、かみかわ教育創造プランをもとに教育指針をまとめたものを「かみかわの教育」という冊子にし、教職員等に配付して、教育の場での実践につなげるようにしております。

特に平成29年度は、重点行動目標の人との豊かなつながりを狙いとした笑顔ときずなの力の育成では、挨拶、仲間のきずな、確かな学力と豊かな心、自尊感情等に焦点を当てて取り組みました。2つ目の確かな学力の根っこを育てるための基本と習慣の力の育成では、学習の基本の徹底、家庭との連携による読書や家庭学習の充実、日本一の学校づくり等に力を入れました。さらに、授業の基本を大切にするための授業の力の向上では、目当てと振り返りを大切にした授業、新学習指導要領に示された主体的、対話的

で深い学びの実現を中心に取り組みました。

評価委員から高い評価を受けた項目として、幼稚園教育の充実の中で、幼稚園同士の交流や小学校や地域との交流に積極的に取り組んだこと、前年度に引き続き、ホームページの充実等による広報活動に力を入れたことが上げられます。また、学校・園の組織力と教職員の資質の向上では、校務支援ソフトの導入等により事務処理の効率化が図られ、勤務時間の適正化を進めることができました。あわせて、スクールソーシャルワーカーの配置によって子供たちへの支援を一層充実させることができたことが高い評価を受けました。あわせて、地域の子育て、環境づくりの推進でも、土曜チャレンジ学習等の実施が評価され、高評価となっております。

社会教育では、歴史・文化財の保護保存・活用継承の推進において、銀の馬車道が日本遺産に、旧難波酒造が国文化財にそれぞれ登録され、福本遺跡を含めた保存活用先行モデル地区として保存活用計画を進めたこと、歴史ウォークやふるさと学習を展開したことなどが高評価を得ました。

以上が外部評価の概要でございますが、この後、実施方法や点検及び詳しい評価結果等について課長が報告をいたします。

○議長（安部 重助君） さらに詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。報告第11号の内容について説明をいたします。お手元の資料、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会の点検・評価、平成29年度対象の表紙の裏面をごらんください。これは教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針でございます。これまでと同様でございますので詳細の説明は省略させていただきますが、毎年1回点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することにより町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを狙いとしております。今年度も外部評価委員として5名の方を委嘱させていただきました。評価いただいた結果を事務局で取りまとめ、8月21日の教育委員会において報告し、承認をされました。その報告書が次のページ以降の施策評価シートでございます。本日議会へ報告させていただいて、簡潔に取りまとめたものを10月上旬ごろにホームページで公表する予定にいたしております。

それでは、まず、評価シートの概要について説明を簡単に申し上げます。表紙をめくっていただいて、1ページの神河町教育委員会、平成29年度の「神河町の教育」の施策評価シートをごらんください。

まず、表の項目について説明をいたします。表の2段目の項目でございますが、まず、左端に分野として4つの分野に分けております。1つ目は教育委員会活動、2つ目は教育課の管理施策・学校教育施策、3つ目は教育課の管理施策・社会教育施策、4つ目は事務及び施設整備の管理でございます。また初めに戻っていただきまして、済みません、

分野の右側には評価項目、評価内容、また、神河町の教育基本方針、実践目標などを明記し、最終的に評価項目を4分野24項目に分けております。表の真ん中に教育課の内部評価の結果を記載しております。そして、その右側に評価の観点を記載しております。また、本年度からは事柄等も明記するために教育課内部評価のポイント欄を追加しております。そして、一番右の欄に評価委員の評価の結果を記載しております。

次に、評価でございますが、Aの「十分に達成されている」からB、C、D、Eの5段階となっております。真ん中の内部評価、右端でございます外部評価にそれぞれの評価結果を記載しています。内部評価は教育委員会で行った評価でございます。右端の外部評価、評価委員の評価は、まず、評価委員5人それぞれに項目ごとにAからEの評価をしていただき、委員5人の評価を1点から5点に点数化し、平均が4.0以上でかつ3人以上がAの場合はA評価、3.8以上の場合はB評価、さらに3.8未満はC評価などとしております。また、9ページ以降には教育委員会事務局及び評価委員からの意見、改善点等を総合所見として記載しております。

それでは、評価の結果について簡単に説明をいたします。最初の1ページ、ナンバー1のところですが、教育委員会活動については教育委員会の活動実績を報告し、評価いただきましたが、全員がB評価ということで、昨年度同様B評価となりました。次に、教育課の管理施策・学校教育施策の分野で、評価項目Iの自立して未来に挑戦する意欲や態度の育成では、自然学校やトライやる・ウィークなど、体験活動の実績などを報告し、全員がB評価ということで、昨年度と同様B評価となりました。

次のページにめぐっていただきまして、II、「生きる力」を育む教育の充実、学び合う「確かな学力」の育成では、A評価がお一人、B評価が4人で、昨年度と同様、B評価でした。次に、支え合う「豊かな心」の育成につきましても、A評価がお一人、B評価が4人ということで、昨年度と同様、B評価となりました。

次のページに参りまして、育み合う「健やかな体」の育成では、A評価がお一人、B評価が4人ということで、昨年度と同様B評価でした。次に、幼児期教育の充実では、交流事業の充実や情報発信等の評価をいただきまして、全員がA評価をいただきまして、昨年度と同様、A評価となりました。次に、特別支援教育の充実では、全員がB評価ということで、昨年度と同様、B評価でした。

次のページに参りまして、III、子供の学びを支える仕組みの確立の学校（園）の組織力と教職員の資質の向上では、A評価が3人、B評価が2人ということで、昨年度はB評価だったんですけれども、学校運営面について、しっかりと取り組みができていたというような評価をいただきまして、A評価ということになりました。続いて、安全安心な学習環境の整備については、全員がB評価で、昨年度と同様、B評価になりました。次に、家庭との連携・協力と家庭の教育力の向上支援では、A評価がお一人、B評価が4人ということで、昨年度と同様、B評価になりました。

次のページに参りまして、地域の子育て環境づくりの推進では、昨年度と同様に放課

後子ども教室のボランティアの皆様の協力、また、土曜チャレンジ学習の充実、また、子どもを守る110番の家への多くの協力など、よい評価をいただいて、全員がA評価ということで、昨年度と同様、A評価となりました。

続いて、社会教育施策で、IV、生涯学習の学びを支援しというところで、人権文化の根づくひと・まちづくりの推進では、A評価がお一人、B評価が4人ということで、昨年度と同様、B評価をいただきました。続いて、生涯に通じた学びの機会の提供の推進では、A評価がお一人、B評価が4人で、昨年度と同様、B評価となりました。

次のページをめくっていただきまして、家庭・地域を支える教育の推進では、A評価がお二人、B評価が3人ということで、これも昨年度と同様、B評価となりました。次に、青少年の健全育成の取り組みの推進では、A評価がお二人、B評価が3人で、これにつきましても昨年度と同様にB評価となりました。次に、地域交流センター「神河やまびこ学園事業」により交流・地域活性化に努めるにおきましては、全員がB評価で、昨年度と同様、B評価になっております。

次のページに行かせていただいて、公民館事業の推進では全員がB評価で、昨年度と同様、B評価となっております。次の歴史・文化財の保護保存・活用継承の推進では、昨年4月に日本遺産に認定された「播但貫く 銀の馬車道 鉱石の道」や福本遺跡整備計画の推進など継続的な取り組みが評価され、昨年度と同様、全員からA評価をいただいております。

次のページをめくっていただきまして、最後になりますが、事務及び施設整備の管理におきまして、学校教育の計画に基づき学校教育の予算の充実に努める、また、次の項目でありますかみかわ教育創造プランに基づき、社会教育、生涯教育予算の充実に努める、また、その次の項目であります施設整備の充実に努めるでは全員がB評価ということで、昨年度と同様、B評価となっております。次の項目ですが、所管施設の改善維持に努めるでは、A評価がお一人、B評価が4人で、昨年度はC評価でございましたが、温水プール等の改修を行ったことなどを評価いただきまして、B評価となっております。次に、中央公民館、神崎公民館施設の改善維持に努める、また、最後の項目になりますが、町内小学校・幼稚園の施設・整備については全員がB評価で、昨年度と同様、B評価となっております。

最後、9ページでございますが、9ページからは総合所見といたしまして、教育課事務局と外部評価委員の意見、改善点を上げております。外部評価委員の方からの意見では、学校運営上の課題が早期に改善している状況が見られる、青少年健全育成が効果的かつ円滑に推進されているなど、よい評価をいただいている反面、いじめのアンケートでは結果や改善策を保護者に提示してほしい、重複施設についての的確な計画、予算配置をしてほしい、予算執行には効果的で無駄のない執行がうかがえるが、予算計画や予算要求の要求が見えにくいと感じたなど、貴重で建設的な提案をいただいております。今後、評価と所見を参考にさせていただき、神河町の教育がより充実するよう取り組んで



まいりたいと考えております。

以上、大まかな説明ではございますが、平成29年度の教育委員会の点検評価の実施方法及び評価結果についての報告、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。ナンバー3の幼児期教育の充実ということで、内部評価もA、かつ外部評価も全員がAということで、非常に喜ばしいことだというように思います。その横の預かり保育なんですけども、年々幼稚園の在園する園児数が減っているにもかかわらず、利用児数は延べ1万2,424人ということで、年々増加しているということ。だから、これは預かり保育の必要性というか、保護者の切実さというか、そういうのとかがどんどんどんどん高まってるんだろうというように思います。現在は町で19名をスポット職員として登録して配置してるということなんですが、今後もまた、ますますふえることも予想されますので、今の体制で対応できるのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 預かり保育の体制につきましては原則2名体制ということで、1名が正規の職員、1名が臨時的に雇用をしておりますスポット職員で対応しております。また、発達障害等、支援が必要な部分につきましては、それに応じた職員を増員しているところでございます。通常、今言っていただきました19名のスポット職員を登録しているわけでございますが、基本、夕方近くにおきましてはなかなか勤務できないという実態もございまして、教育委員会としましてはホームページ等でスポット登録という形で職員を随時募集しております。なかなか多くのスポットを抱えると勤務が減ってしまうという実態もございまして、できるだけ多くのスポット登録をして、柔軟に対応できるような体制をとっていきたいと努めているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。10ページの評価委員会の意見、改善点の、評価委員の委員さんの意見の中に町史の編さんのことが具体的に述べられております。合併以来何度となく、この町史の編さんについては議員各位からも先輩議員からもいろいろと提言があった中で、また、外部評価の委員から具体的にこのようなお話があります。

平成27年度に神河町の歴史文化基本構想が策定される段階で、かなりの史料が時系列的に整理をされたのではないかなと思います。町史を編さんする時期としては一つの

好機を迎えているんじゃないかな、遅きに失してなんですけども、遅いながらも好機を迎えているんじゃないかなと思います、その辺の教育委員会としてのこの意見を受けての思いといいますか、それをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。先ほど澤田議員様の町史編さんに向けた作業ということで、先ほどもおっしゃいましたとおり、平成27年に神河町歴史文化基本構想を策定いたしております。また、地域カルテ等、貴重な地域からの史料も収集させていただいて、取りまとめたところでございます。今、国のほうからは基本構想の発展計画であります地域計画の策定が求められております。その地域計画の中で、来年度以降に、もしよければ今年度の補正で補助事業で活用できればと思っております石造物の調査とか、食文化の調査等を予定しております。また、その地域計画を進めていく中で、いろんな史料の収集というところが補助事業で活用できるということもございますので、その史料の収集をまず努めて、近い将来っていうんですか、近いうちに町史編さんを手がけていきたいというところで、教育委員会内部でも協議を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 編さんに向けて前向きな検討をされてるということで、大変ありがたいと思います。長年議論されてきたことですので、ぜひとも計画的に町史の編さんが行われますように、より一層の努力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。3点ほどお伺いします。

まず1点目ですけれども、ナンバー2の不登校関係ですけれども、どこともニュースなどでありまして、9月に入りますと不登校の子供たちがふえていると、ピークであるというニュースを聞きますけれども、本町におきまして、9月の2学期の始業式等、そういう不登校になるような子供たちはどのぐらいありましたでしょうか。ふえてるかふえてないか等のこと、お願いします。

○議長（安部 重助君） 小島議員、3点言われましたけど、3点一遍にやってください。

○議員（6番 小島 義次君） ああ、一遍でよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 3回しか質問ができませんので。

○議員（6番 小島 義次君） 2点目は、ナンバー4、4ページの平成29年度に家庭学習の手引を全面的に直したとありますが、これは方向性としてどのように見直されたのかというところです。

3点目は、5ページの地区別人権教室、私も参加いたしましたけれども、各地区によって参加者が多い少ないはあると思いますけれども、ビデオ等、非常にいい内容のもの

が上映されているということで、そういうことを広めていきたいという意味から、参加人数が非常に少ないところも、寺前のほうはちょっと少なかったんですけども、そういうところへの対策、参加者をどうふやしていくかというところの対策はいかがお考えでしょうかということなんです。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、不登校の状況についてということですが、議員様御指摘のとおり、国内で2学期の前後あたりがいじめ等による自殺の件数が一番多いというところでございます。各学校におきましても、新学期前後につきましては柔軟にといいますか、すぐ、早急に対応できるような体制をとっていただくとともに、新学期に校長先生方に確認したところ、欠席という、また不登校、今続いている部分がありますが、特に1学期から大きく変わっているような、また、重大な事案というのは発生しておりません。以上でございます。

不登校の状況でございますが、まだ1学期ということでございますので、基本、不登校は年間30日以上欠席した者が不登校の位置づけということになっておりますので、欠席の状況からいけば、例年というか、同じような状況が続いているというところでございます。

2点目の家庭学習の手引の改訂をしたということでございますが、一昨年に保護者にアンケートをとったときに、家庭学習の手引があることは知っているが、活用しているというところがかかなり低いパーセントだったということでございます。昨年度にもう少し冊子にすればなかなか活用ができにくいというところで、1枚の紙に大きくしまして、例えば家の冷蔵庫とか壁に張っていただいて、常時見ることによって意識づけといいますか、子供たちに声かけをできるような部分に改訂をしたというところでございます。

3点目の地区別人権の参加率というところでございますが、全体的にも参加数が少し減ってきているというところでございます。教育委員会としまして、進め方についても検討をしないといけないというところでございます。地域に、地区別に進め方については区長様と御相談をさせていただきながら、一方的に話を聞くほうがいいとか、また、グループ学習のほうがいいとかいう意見がございますので、基本的には地域の皆様方の意向に沿った進め方をしたいというところを考えているのと、参加者につきましては、先日も意見があったんですけども、若い世代、例えば消防団に呼びかけて協力をお願いするとかいうところの御意見もいただきましたので、特に参加率の低いところの若い世代の方に対しての対策を早急に考えていきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。ナンバー2のところに挨拶という形が載っておって、Bという評価が出ておるんですけど、学校内ではしっかりと挨拶は返ってくるんですけど、それ以外で、いろいろ事件等もある中で、学校外や外、また、地域での挨拶的な形はどういった指導をされておられますか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。藤森議員様の質問にお答えさせていただきます。

挨拶運動につきましては、どこの学校も挨拶というのは最重要施策として取り組んでいるところでございます。特に、長谷小学校につきましては挨拶日本一を目指してというような取り組みも行っているところでございます。先ほど申されましたように、知らない方への挨拶という部分もございますが、挨拶につきましては元気よくというところが各学校、幼稚園、一斉に取り組んでいるところでございます。御指摘にありましたのを受けまして、また、より一層挨拶がしっかりできるように、学校、幼稚園に伝達をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。低学年、小学校の生徒にはいろんな挨拶なり返事が返ってきます。一つ私がこの質問をさせてもらったのは、残念なことがあります。と、いいますのは、この夏休み中でちょっとこちらに来る便があったものでスクールバスを利用させてもらいました。乗ってくる生徒は4人ほどでしたんですけど、運転手さんも4人ほどで少ないでという形で、ひょっとしたら誰も乗ってこんかもわからんねというような、そういうスクールバスの状況の話もしながら、ばらばらで4名の生徒が乗ってきたわけなんですけど、私、上がってくる前におって、1人ずつに挨拶をしました。しっかりと目を見ました。残念ながら、4人とも全部私のほうも目も見ないし振り向かないで座席に座っていったと。非常に残念だなと。私が不審者に思われたかもわかりませんが、バスの中に乗ってきて、ましてやそういう状況であれば、やはり一言、言葉はなかっても会釈なりする態度が欲しかったなという感じを思いましたので、そこらあたりの指導もしておられると思うんですけど、非常に残念に思いましたので、そういう質問させてもらいました。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。藤森議員、ありがとうございました。そのような御指摘をいただいたこと、大変感謝申し上げます。

今、課長が申しましたように、学校では挨拶をいろんな面で生徒、児童に呼びかけて、園児も含めて挨拶をしようということはやっておるんですが、やっぱり個々になりますと、ちょっと今御指摘があったようなことがあろうかなと。今、ああ、そんなことがあったんやなということを思いました。それを、また今後、学校、園のほうにも連絡をし

て、やっぱり実践できる、頭で覚えるだけではなくて実践できる、そういう子供を育てていくように、また働きかけをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。3つ質問します。

まず、2ページでいじめの関係ですね。内部評価のポイントの丸がいっぱいあって、後ろから3つ目、小6、中3とも95%以上の児童生徒が「いじめは絶対にだめ」と捉えている、じゃあ、残りの5%はどうだったのかなと非常に気になるんです。このことと、それから、次、ナンバー9で外部評価委員会のコメントで、3番ね、町内にスキー場ができたのだから、毎年全学年スキー実習を行ってほしい、最後のほうで、一度保護者にアンケートをとってもよいと思いますというようなことが書いてあって、14年ぶりにできたスキー場ですんで、私はスキーが下手くそで、ようしないんですけども、神河町の子供たちがスキー得意というふうに僕はなったらいいなと思うんで、この辺の見解を教育課としてどう思っておられるのか聞きたいのと、最後、3つ目でありますけども、ナンバー10のところで外部評価委員会のコメント4つ目、病児保育、病後保育も導入に向け検討していただきたいとあるんですけども、私の認識では神崎病院の南館の一部でスペースをつくって神崎郡3町の共同実施を考えているということを知っていますんで、こういうことを外部委員がおっしゃっておられるんですけども、今、私が申しましたことを答弁されとうかどうなんかなとちょっと気になったもので、この3つ、回答よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。吉岡議員様の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のいじめの児童生徒へのアンケートでございます。御指摘いただきましたとおり、95%等と高い数字を占めているわけですけども、残りの5%といいますか、1人でも逆にそれを肯定しているというものがあれば、それは絶対許されないというところがございますので、全体的にも学校としましては、いじめは絶対だめなんだというところの教育につきましては取り組んでいるところでございますが、今御指摘受けましたところを改めて、また学校等と確認をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

2点目の外部評価のコメントについての、スキー実習の毎年実施できないかというところの質問でございます。昨年度は、小学校につきましては全学年、中学校につきましては2年生で峰山高原においてスキー実習を実施いたしました。最後に反省会をする中で、特に小学校の部分についてでございますが、スキー実習を実施するに当たりましては、やっぱり準備が相当要るところと、最近アレルギーの問題がございまして、食事一つにつきましてもすごく丁寧な、また、家庭との連携というところもございます。

特に自然学校には実施しているわけですが、アレルギー一つについてもかなりの日数、また、養護教諭、担任との連携、また担当学年との連携ということもございまして、スキー実習は全学年ということもございまして、かなりの時間をとられたといえますか、行くのは1日ということなんですけれども、それに当たっての生活面での準備、また、初めての人が多いということで、スキー板を事前に借りてきて試し履きしたりとか、スキーウェアを借りてきて試着、サイズ合わせしたというようなところの時間がかなりございました。授業時数の確保というところが一番の問題でございまして、平成32年度には小学校に英語科も入ってまいります。その中で、今現在、水曜日の6時間目があいていたわけなんです、その部分についても2年後には全部の時間が6時間目までになってしまうというような授業時数の問題が一番にございまして、とりあえずは来年度、1年生と4年生の実施ということになったわけでございます。31年度以降につきましては、今いただきました御意見、また、外部評価委員様からの御意見も参考にしまして、またそれ以降どうやっていくかということも検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

最後、病児、病後児保育につきましては、委員様がおっしゃるとおり、3町共同で神崎病院跡で検討を進めていこうとしているところでございます。この評価委員さんからのコメントにつきましては、評価が終わって説明が終わった後にいただいた意見ということでございます。一つ一つ丁寧に返事をお返ししているということではございませんので、こういった部分、重要な部分については委員様に回答していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第11号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第6 第68号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第68号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件でございます。

平成30年3月末までは、居宅介護支援事業所の開設及び指定更新は介護保険法第79条に基づき、兵庫県では各県民局長の事業所指定及び指定更新を受けなければなりませんでしたが、しかし、平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲し、平成30年4月1日に施行することとなったため、このたび条例の新規制定を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第68号議案について詳細説明を行います。

先ほど町長が説明しましたとおり、居宅介護支援事業所の開設及び更新の指定権限が県から市区町村に移譲されました。これは平成26年度の介護保険法改正によるもので、平成27年度から平成29年度までの3カ年が経過措置期間であったため、平成30年4月1日から町が指定権限を有することとなりましたので、このたび神河町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例を新規制定し、人員基準、運営基準に照らし合わせて指定更新を行うものであります。

現在、神河町での居宅介護支援事業所は、神河町社会福祉協議会、ケアプランかんざき、あやめ苑居宅介護支援事業所、うぐいす荘居宅介護支援事業所の4事業所ですが、指定及び更新に係る基準につきましては、これまでの基準とほぼ変わりなく、各事業所におかれましても、新たに負担がふえることはほぼございません。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものです。また、第16条20号の規定につきましては、平成30年10月1日から施行するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。5ページの第13条でちょっとお伺いしたいんですけども、この13条については、利用料等の受領ということで書かれて

おります。ケアプランを受けられた利用者の方は、実質、料金を支払われることはまずないという状況かと思えます。ただ、2項に書いてある交通費ですね、町外とか遠距離、遠いところの方のプランをつくる場合については、事業所によって交通費を受け取られてるというふうなこともあろうかと思うんですが、13条の1項の中に示されている利用料については、何を想定されての利用料なのかお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 回答どうですか。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 13条の中ではこのように条例として上げておりますが、神河町でこのような状況で支払いをされているというところは現実としてはございません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 神河町では現実としてはないということなんですけど、それでは、ここの条例に書かれてる利用料っていうのは必要ないというか、いうものなのか、それとも、何かを想定して県がつくられたものだとするのなら、どういうものかっていうのがわかれば教えていただきたいと思えますけど。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。調べさせていただきたいと思えますので、時間のほうをいただきたいと思えます。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩をいたします。

午後1時06分休憩

午後1時29分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 大変お待たせして申しわけございませんでした。第13条の、先ほど松山議員さんからの質問についてお答えをさせていただきます。

この第13条の質問の中で、ケアプラン料との差がというふうな質問でしたが、この条文を読み解きますと、ケアプランを立てたときに被保険者の方に、これぐらい1カ月利用料が発生しますよということをケアマネジャーのほうからその方にお示しをされます。実際使われた1カ月の利用料に大きな差が生じないようにということで、ケアプラン料の料金ではなくて、1カ月分のサービス利用料の差が不合理に生じないと。実際、ケアプランを立てていたけども、その方の身体状況とかによってサービスの内容が変えられたときには差が生じますが、それは不合理ということではなくて、変更によってということになりますので、この部分については、ケアマネジャーがケアプランを立てるときに、1カ月これぐらいかかりますよということをお示しした中で、その後、支払う



場合に、実際の、ケアマネジャーがお示した料金と請求の金額に差が生じないように  
というふうなことでございます。申しわけございませんでした。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの説明でしたら、今まで  
でしたら居宅介護支援事業所の指定なり変更の申請については、今まで県がしていた  
のが、今回の法律改正で、指定申請なり変更申請ですね、この事務が町のほうに移管さ  
れるということになったと思う。

そこでお尋ねをしたいんですが、神河町、こういう各介護保険事業所からの指定申請  
なり、また変更申請ですね、この事務処理はどういう、多分、健康福祉課でその事務処  
理はされると思うんですが、その体制はどのようになっているのか、その点をお尋ねし  
たいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。現在、介護保険の専  
任の職員は2名、あと兼務で1名おります。この更新申請、それから新規、変更も含め  
まして、この指定が出てきた場合には職員総がかりで中身のチェックをさせていただい  
て、人員基準、それから運営基準を詳細に調べた上で許認可のほうを出していきたいと  
いうふうに勉強したいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。そういうのは事業所にとって  
みれば、そういういろんな申請の中で、介護報酬として事業所に返ってくるお金ですね、  
それが少しでも多くなければ、なかなか事業所の経営ができないということで、加算等  
についてはいろいろ工夫する中で、多分申請をすると思います。ですので、先ほど出ま  
した12条の中身等についても即答できるような体制の中で、今後、この指定申請なり  
変更申請を受理してもらいたいように、質問というか、お願いだけをしておきたいと思  
います。以上です。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） ありがとうございます。スムーズにその対応ができる  
ように努力していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようです。討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 第69号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第69号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成30年4月27日に施行された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に踏まえ、代替保育の提供に係る連携施設の確保及び家庭的保育事業の利用乳幼児に対する食事の提供の特例を定めるための条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第69号議案の詳細について御説明させていただきます。

1ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容は、主には2点でございます。

1点目は、第6条の保育所等との連携についてでございます。2点目は、食事の提供の特例についてでございます。

まず、1点目でございますが、第6条の第1項で、家庭的保育事業所等は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業所等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないとあります。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて、家庭的保

育事業所等を行う家庭的保育事業所等についてはこの限りではないとされております。第2項で、連携施設の確保が困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前2号、つまり職員の病気や休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業所にかわって保育を提供すること、つまり代替保育を提供することの規定は適用しないことができますとなっています。第1号で、連携協力を行う者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。第2号で、第3項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第3項では、家庭的保育事業所等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者を連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとあります。第3項1号では、当該家庭的保育事業所等が家庭的保育事業所等を行う場所、または事業所以外の場所、または事業所において代替保育が提供される場合は、小規模事業A型、もしくは小規模事業B型、または事業所内保育事業を行う者。また、第3項2号で、事業実施場所において代替保育が提供される場合は、小規模事業A型事業者等と同等の能力を有するものと町が認める者となっております。

つまり、家庭的保育事業所等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業所等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携施設を適切に確保しなければならないとされておまして、必要に応じて、職員の病気や休暇等により保育を提供することができない場合は代替保育を提供することとされておりますが、その確保が困難な場合は、保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設以外の小規模事業所についても連携施設とみなして、その小規模事業所より代替保育の提供を受けても構わないという規定でございまして、要するに、連携施設の確保のために、連携施設の定義を柔軟にしたということでございます。

2点目は食事の提供の特例でございまして、第16条第2項第4号で、家庭的保育事業所に食事の提供を行う事業所について、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業所も食事の提供を可能にしたということでございます。

また、附則において、食事の提供の経過措置といたしまして、従前は、条例の施行日の前日までの認可を得た事業所は5年に限り外部搬入を可能としていたものを、施行日以降に認可された事業所については、10年に限り外部搬入を可能とするものでございます。つまり、家庭的保育事業所について、従来は食事の外部搬入を5年に限り認めていたものを、施行日以降に認可された家庭的保育事業所については、10年間に延長されたということでございます。

今申し上げました家庭的保育事業所につきましては、神河町を含めまして、郡内には該当施設はございません。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が改正の内容の詳細でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第70号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年2月15日に開催されました神河町消防審議会において条例定数の変更について審議され、了承されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、第70号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表をごらんください。本則第3条でございます。消防団員定員の改正でございます。本年、30年2月15日開催の消防審議会において、町人口の減少とと

もに団員確保が困難な状況にあることから、条例定数の見直しに関する神河町消防団条例及び神河町消防団条例施行規則の改正について諮問し、諮問どおりの答申を受けたところでございます。

それでは、参考資料の1の2ページをごらんください。真ん中から下段にかけてある表でございます「消防団員数と神河町人口の推移」をごらんください。表の右側から2列目の消防団員適齢人口の一番下のところでございます。ここは、神河町消防団発足時と平成29年度を比較しております。減少人口が362人で減少率が24.8%であります。一方、表の左から3列目の実団員数の一番下のところをごらんください。ここは神河町消防団発足時と平成29年度の比較でございます、△の116人、減少率が15.6%でございます。消防団員の適齢人口の減少と実団員数の減少の差については、人数で246人、率にしまして9.2%と、大きく違いが出ております。このことにつきましては、定年延長を自主的に、町内7分団のうち4分団で取り組むことによりまして、これまで団員確保を行ってきたことを物語っております。それに対しまして、条例定数について、発足時と平成29年度の比較をごらんいただきますと、人数で58人の減少、率にしまして7.2%の減少となっております。現在、定年延長を自主的にしていただいております部においては、既に該当者が44歳に達するというところで退団者が出ている状況でありまして、今後において、消防団員適齢人口の増加が見込めないことから、人口減少の実態に即した条例定数の見直しを行いました。

積算方法につきましては、この参考資料1の1ページ冒頭から2ページ中段にかけてに記載のとおりでございます。その結果を参考資料2、3つ折りの資料でございますが、そちらにまとめております。

また、参考資料の3につきましては、神河町消防団条例施行規則の一部を改正する規則の内容でございます。これまで自主的に行っていました定年延長について、今後、全7分団において行う内容と文言の整理でございます。

以上の見直しを平成30年2月15日開催の消防審議会において諮問し、2月20日に諮問どおりの答申を受けたところでございます。現在の定数742名が666名になります。

議会への提案が9月議会になったことについて説明申し上げます。各消防団、各部及び団員への説明と周知期間が必要であったこと、また、県担当課との調整も必要であったためでございます。

それでは、新旧対照表にお戻りください。次に、本則第18条のところでございます、懲戒の規定でございます。過去の制定において文言を誤っていたことに今回の改正の過程で気づきましたので、改正議案を提案させていただくものでございます。まことに申しわけございませんでした。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第71号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第71号議案、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これは、北館改築工事に当たり、新病棟の個室料の室料差額及び診断書、診断証明書等の手数料について、条例の一部を改正するものでございます。現在の室料差額は、平成2年に南館が完成した際に改正し、その後、消費税率の改正以外は室料差額の改正をしておりません。今、北館改築工事を行っているところですが、新北館の個室は、南館の個室と比べ、部屋の面積が広く、部屋内にトイレを設け、患者の皆様にとって、より快適な環境となることや、北館改築基本構想・基本計画の経営改善計画の取り組みの中で掲げておりました個室料金の増額について、計画どおり改正するものでございます。この改正料金につきましては、近隣の公立病院等の料金設定を考慮し決定しており、また、病院改築工事における県とのヒアリング時において、1町で運営している病院であることから、経営改善の一つとして、町内と町外との差を設けるよう指導も受けており、他病院の状況も踏まえ、町外は1,000円増しの料金設定をしております。また、自動車使用料は、以前、病院に救急車を配置していたときの料金であり、現状、この救急車も廃車しておりますので、削除するものでございます。

次に、診断書、診断証明書等の手数料ですが、この料金設定についても長年改正しておらず、近隣病院の状況と医師等の事務の煩雑を勘案し、改正するものでございます。

施行日につきましては平成31年1月1日からとし、ただし、別表2の診断書、診断証明書等の手数料の改正については平成31年4月1日から施行するものでございます。なお、北館及び中館個室の改正後の室料差額については、入院患者が当該個室等を使用した日から、また、診断書、診断証明書等の手数料については、改正規定の施行日後に交付の求めがあったものについて適用するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、第71号議案につきまして詳細説明を申し上げます。

病院診療費につきましては、診療報酬の算定方法により算定されていますが、病院内におけます室料差額や文書料等については、地方自治法の規定や厚生労働大臣の定める評価療養、患者申し出療養、及び選定療養に鑑み、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例にて定めております。このたび北館改築工事に当たりまして新しく病棟ができることから、室料差額等に関し、関係職員で検討を重ね、改正案を検討し、病院執行部会で協議しまして、別添の改正案といたしております。

新旧対照表、そして、昨日配付させていただきました近隣病院との比較表をごらんいただきたいと思っております。

まず、改正の内容につきましては、第2条第1項第5号中、「老人保健法」を、法改正により「同法」に、同条第3項中、「診断書及び診断書証明書等」を「診断書、証明書等」に、同条第4項中、「特定療養費」を、制度改正により「保険外併用療養費」に文言改正をいたしております。また、第8条、委任につきましては、「別に定める」を「町長が別に定める」と改正いたしております。

次に、別表第1の表中でございます。この表中、室料差額ですが、現状の室料差額は、町長から説明がありましたように、平成2年に南館が完成したとき以来28年間、基本額は改正しておりません。今回、北館の改築に伴い、室料差額の増額改正を実施するものでございます。このたび北館改築工事では2病棟を新設し、中館の1病棟の改修とあわせて、個室を35床設置いたします。新北館の個室は、現南館の個室より部屋の面積が広く、トイレを各部屋に設け、より快適な入院環境を図ってまいります。中館におきましても部屋の改修をすることで2床室を1床室にしたり、面積も若干広くなり、部屋の環境がよくなります。また、他病院と比較しますと、当院は極端に金額が低く、あわせて、病院改築工事におけます県とのヒアリング時におきまして、1町で運営している

病院であることから、町内、町外との差を設けるよう指導も受けているところでございます。また、北館改築基本構想・基本計画の経営改善計画の取り組みの中で掲げていました個室料金の増額について、計画どおり改正いたすものでございます。

以上のことから、別表第1の室料差額において、現在3,780円を、神河町民は北館個室料を6,480円に、中館個室料を5,400円に、また神河町民以外の方につきましては、北館個室料を7,560円、中館個室料を6,480円に改正いたすものでございます。また、自動車使用料につきましては、現行の170円につきまして、病院に救急車を配置していたときの患者さんの搬送などに救急車を利用した場合の料金でございまして、現状、この救急車も廃車しており、削除いたすものでございます。

次に、別表第2の診断書、証明書等におけます手数料についてでございます。これにつきましても室料差額と同様、長年改正をいたしておりません。近隣病院の状況と医師等の事務の煩雑を勘案し、改正するものでございます。

まず、普通診断書、普通証明書は1,620円を2,160円に、死亡診断書は2,160円を3,240円に、死体検案書は3,240円を4,320円に、特殊診断書、特殊証明書は、「福祉年金用」を「障害者年金用」に改め、3,240円を4,320円に、特殊診断書、特殊証明書のうち、交通事故診療明細書につきましては、自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書に改正し、非常に項目も多く、複雑で時間を要することから、別途手数料として項目に上げ、3,240円を5,400円として改正いたしたいと考えています。

別表第3につきましては、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、消費税の次に規定の漏れがあったことによりまして、「及び地方消費税」を加えるものでございます。

この条例の施行につきましては、平成31年1月1日からとします。ただし、別表第2の診断書、証明書等の手数料の改正は、平成31年4月1日からとします。

附則の第2項及び第3項の経過措置ですが、まず、第2項では、別表第1の北館個室及び中館個室の室料差額に関する規定について、入院患者が当該個室等を使用した日から適用し、使用日前の室料差額については、なお従前の室料差額といたします。次に、第3項では、診断書、明細書等の手数料について、改正規定の施行日後に交付の求めがあった診断書、証明書等の手数料について適用し、施行日前に交付の求めがあったものは、なお従前の手数料といたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。診断書のほうの分なんですけど、警察用診断書と創傷診断書の値段が上がらず、ほかは全部上がってます。それと、これ何で



上がらなかったんかいうのと、あと、全部これ消費税8%で計算してありますね。4月1日からいうことになると、また消費税変わったら、それに準じて上がっていくんですかね。その2点お願いします。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。まず、1点目の質問の件でございますが、昨日お配りしました他病院との比較表でございます。その中でも見ていただきますと、警察用診断書、創傷診断書につきましては、他病院につきましてもほぼ同額の料金でございます。余り手を煩わす内容のものではないことから、金額の改正はいたしておりません。実質、他病院の状況を見ながら、ここの分は改正してない状況でございます。

それと、消費税につきましては、来年の10月というところも耳に入っているところでございます。その件につきましても、今回の改正する中におきまして検討はいたしました。また来年10月の前に改正、消費税分、上がった分だけの改正を条例提案する予定でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1点目の、手を煩わさないから、よそとも比べて2,160円ということになったらいいんですが、新しい病院、朝来医療センターなんかは2,700円にしていますよね。財政的にちょっとでも助かるのであれば、別に2,700円でもいいんじゃないかと思えます。

診断書の消費税について、ここは消費税を書いていますけど、書かないところもありますよね。そうすると、何か1回上がって、また上がるような感じになるんで、その辺の検討はなかったんですかね。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。朝来医療センター、確かに2,700円でございます。少し上がれば、上がったほど病院の収益にもプラスになってこようかと思えますが、まずはほか、近隣の公立病院等、朝来医療センターもそうなんです。西播磨の病院の公立病院のほうの料金を鑑みまして、同額、変更なしという形で設定させていただきました。御理解をお願いしたいと思います。

消費税の関係の料金の表示というところでございますが、これまでも消費税率がだんだんと上がってきてしているわけなんです。これまでも消費税込みの料金設定をいたしております。確かに患者さんにおかれましては、また上がったんかというふうなことも言われるかもしれませんが、今回の改正につきましては消費税込みの改正ということで提案させていただいております。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。単純な質問をします。分娩料のことが

出てますが、これは条例の表を変える形で変えんといかんということで書いてあったんだらうと思いますけども、これマリア病院で今、分娩されとんですが、当たり前のことですけど、マリア病院で分娩されたら、マリア病院にお客さんはお金払ってんですかね。以上です。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。はい、議員さんおっしゃるとおり、マリア病院のほうでお金は支払われます。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。こうやって条例に分娩料明記して残ってますんで、またいつの日か産婦人科ができて、分娩がまた町立病院でできますように、そういうことを希望しまして、終わります。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。議員おっしゃられること、本当にありがとうございます。当然この分娩料につきましては、この4月から分娩がなくなるとはいえ、産婦人科のドクターもまだ常勤で来ていただいております。いつどんなときにお産というんか、産気づいて当院に来られる可能性もなきにしもあらずというところで、そういったことから、この分娩料については残しているということと、あわせて、今、議員がおっしゃられました将来ということも考えまして残している状況でございます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第71号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第72号議案、財産処分の件を議題とします。

本案については、小寺俊輔議員におかれましては、地方自治法第117条の規定によ

り、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔4番 小寺俊輔君退場〕

○議長（安部 重助君） それでは、上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。社会福祉法人いづみ福祉会様に対し町有地を貸し付け、障害福祉施設として活用しようとするものであります。

貸し付けの土地につきましては、神河町福本字中ノ町521番地の土地で、面積は1,243平方メートル、地目は雑種地であり、30年間貸し付けをしようとするものでございます。なお、この土地については、旧神崎町において町土地開発基金で購入したものであり、このたびの一般会計補正予算（第3号）において買い戻しの予算を計上しております。利用目的としましては、障害者を対象とした福祉施設で共同生活援助、いわゆるグループホームと短期入所、いわゆるショートステイを行うもので、木造平家建て2棟を建設されるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第72号議案について説明を行います。

本議案は、先ほど町長が説明しましたとおり、福本字中ノ町521番地の町有地を障害福祉施設の建設用地として、社会福祉法人いづみ福祉会様に貸し付けるものでございます。いづみ福祉会様は、現在、市川町で障害福祉サービス事業所として、就労継続支援B型、ゆうかり作業所を運営されており、神河町から現在3名が通所されております。

場所につきましては、16ページをごらんください。神崎高校正門の東隣で、以前、福本区がゲートボール場として使用されておりましたところでございます。

施設建設の経緯につきましては、昨年度末から神河町内に障害者グループホームの建設をしたい旨のお話があり、数カ所の候補地を当たっておりましたが、最終的に本用地が最適であると判断され、平成30年3月12日に町に対し、町有地の賃借に関する要望書が提出をされました。本町は、人口1万1,500人の人口規模から考えると、介護福祉施設はある程度充実しておりますが、障害福祉施設は不足しており、喫緊の課題でもありました。お話があった時点でグループホームのみの計画でしたが、昨年度策定をいたしました神河町障害者計画の策定の指標となるアンケート調査や各障害者団体との意見交換の場で、障害者のショートステイ施設がぜひ必要との意見があったため、い

づみ福祉会様と協議を行い、運営が軌道に乗った時期にショートステイも実施するとのお話もいただき、資料で添付しております設計図、2棟ともにグループホーム7部屋、ショートステイ2部屋を計画されております。

また、賃料につきましては、先行事例であります旧南小田小学校、幼稚園において、サービスつき高齢者住宅及び小規模多機能施設を運営されております株式会社アミューズ24様との賃貸契約と、本用地の固定資産評価額の近傍地宅地を参考に、年額107万3,952円としております。ただし、事業の円滑な立ち上がりと健全経営を支援するため、貸し付けより5年間は賃料を免除することとしております。なお、賃料につきましては、固定資産税の評価がえが3年ごとに実施されていることを鑑み、3年ごとに見直していくこと、また、事業が当町にとって必要な障害施設であるため、事業継続を優先して、経営状況により賃料を考慮することの含みも持たせております。

また、9月議会開催前に賃貸借仮契約書を締結させていただいておりますことにつきましては、いづみ福祉会様が平成31年度に建設を行うための資金調達として公益財団法人JK Aの競輪とオートレースの補助事業を9月初旬に申請をされる際に、建設用地の確保が担保されている証拠書類として賃貸借契約書が必要であったためでございます。建設に際しましては、地元の理解も必要不可欠であるため、6月5日に福本区の地元説明会を開催し、理解を得ております。なお、本用地は埋蔵文化財包蔵地であるため、今後、教育課において発掘調査の必要性の有無について検討される予定でございますが、調査が必要と認められた場合は、借り受け事業者の費用負担により発掘調査を行っていただくこととしております。

町としましては、このような障害福祉施設はぜひ必要と考えております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、桐月課長の説明の一番最後のほうで埋蔵文化財のお話が出ました。議会のほうとしても、最初お聞きしてからもう2カ月以上たってるんですけども、この間の埋蔵文化財の調査についての進捗といいますか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。皆さんのお手元のほうに添付しております平面図の図面のほうができておりますが、実は、現在も先進地の視察をされており、詳細について若干検討もされているというような状況ではございません。包蔵地の調査となりますと、基礎の部分の図面が出てこないというところがあります。ということで、できるだけ早く設計図の基礎部分がわかるものを提出してほしいということで、今、いづみ福祉会様にお願いを

させていただいているという状況でございます。基礎部分ができ上がり次第、教育課と協議をしながら、その後の発掘に向けた検討をしていくという段階でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

ここで、小寺俊輔議員の除斥を解きます。

〔4番 小寺俊輔君入場〕

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

---

#### 日程第11 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第73号議案、神河町消防団小田原分団南小田部消防ポンプ自動車の取得の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団小田原分団南小田部消防ポンプ自動車の取得の件でございます。

本件は、平成18年度に策定し平成24年度に改正を行った神河町消防車両配備計画に基づき平成25年に配備し、本年度に配備後25年を経過する小田原分団南小田部のポンプ自動車を更新するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

車両は、いすゞ自動車のエルフでございまして、3トン級消防専用ダブルキャブオーバー型であります。オートマチック、4輪駆動、パワーステアリングで、乗車定員は前の部に3名、後部座席に3名の計6名となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、第73号議案の詳細説明をさせていただきます。

議案書の次の、裏の説明書1ページをごらんください。1、入札の状況でございます。(1)、入札の日時、場所及び事業名。日時は平成30年8月28日火曜日、午前9時00分でございます。場所は神河町役場3階、第3会議室。事業名は神河町消防団小田原分団南小田部消防ポンプ自動車（CD-1型）購入事業でございます。このポンプ自動車の型式のCは、キャブオーバーという、運転席の下にエンジンがある一般的なトラックタイプのことをあらわしております。次に、Dは、ダブルキャビン車のことで、乗車シートが前後2列のタイプでございます。数字の1は、ホイールベースが2メートル以上3メートル未満の車のことでございます。(2)、入札予定価格（消費税及び地方消費税8%加算済み額）は1,742万7,960円でございます。(3)、指名業者並びに見積もり入札書記載金額は、記載のとおりでございます。有限会社西垣消防器具製作所が1,330万円で落札いたしました。(4)、契約金額は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税8%を加算した額、金1,436万4,000円を取得金額としております。

2、納車期限は平成31年3月15日であります。

次に、2ページをごらんください。(1)、事業名のところでございます。現行車両は平成5年11月に配備しております。現行車両の型式はBD型、このタイプはボンネット車でございまして、乗用車のようにエンジンが運転席の前にある車のことでございまして、ダブルキャビン車でございます。神河町車両配備計画に基づき、配備後25年目になるために、このポンプ車両を更新するものでございます。(2)、型式の説明でございます。ベース車両はいすゞ自動車のelfでございます。3トン級消防専用ダブルキャブオーバータイプ、オートマチックで4輪駆動車でございます。運転は中型免許が必要になっております。車両の決定に当たりましては、南小田部に意向調査を行い、決定しております。それから(3)、ポンプはA-2級を装着いたします。このAといいますのは、消防ポンプ自動車に使用するポンプの種類のことございまして、2級は、3トンタイプの消防自動車に使用するものでございます。それから、型式を2つ上げておりますが、前部のほうの高圧二段バランスタービンポンプを採用することになっております。(4)、配備品は記載のとおりでございます。

今回、消防ポンプ自動車の取得に関しまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するケースは、これまで平成25年度以降、29年度まで5件ございました。これまで議会の議決を求めることについて、全く気づいておりませんでした。まことに申しわけございません。今回から正しい形に直させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。ポンプ車いろいろ、今回はキャブオーバー、ボンネットとか、いろんな形の車種、また、定員が今回6名ですけど、いろいろあるんですけど、これの選定といたしますか、これは各、南小田部からの要望があり、この車種になったのか、それとも、人口とか、そういう形の規定的なものがあって決定したんですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） お答えいたします。まず、分団の中でポンプ自動車を2台置くという車両配備計画がございまして、その中で、ポンプ車の更新の場合に、次期の更新がポンプ車になるかどうかの選定を行います。それで、南小田部についてはポンプ車の更新になるということございまして、その中で、BD-1型にするとかCD-1型にするとかについては、地元分団の部の意向で決定しております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに、質疑がないようございまして。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようございまして。討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時45分といたします。

午後2時26分休憩

午後2時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前に、報告第9号で、平成29年度株式会社神崎フード経営状況報告の件の中の説明の中で一部訂正があるそうなので、ここで許可いたします。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。神崎フードの経営報告の中で、栗原議員さんからの御質問で、販売手数料の件がありました。契約書というようなことを申し上げましたが、販売手数料につきましては、取

引先の規定によって決められているということで訂正をさせていただきます。よろしく  
お願いします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員、よろしいですか。

○議員（10番 栗原 廣哉君） はい。

○議長（安部 重助君） それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第12 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第74号議案、平成30年度神河町一般会計補正  
予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予  
算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、債務負担行為補正、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務  
委託事業。地方債補正について、地方特別交付金、普通交付税、前年度繰越金の補正。  
財政調整基金及びふるさとづくり応援基金繰入金の減額。平成29年度の国・県負担金  
等の精算による追加交付、返還の補正。一般管理費では、国立大学法人神戸大学医学部  
国際がん医療・研究センターの寄附金の増額。会計年度任用職員制度導入に係る例規整  
備支援業務経費の増額。財産管理費では、公共施設維持管理基金積立金の増額。総合推  
進費では、長期総合計画策定に係る計画策定業務、職員プロジェクトチームの小委員会  
参加に係る職員時間外勤務手当等の経費の補正。統計調査費では、市町交付金の変更通  
知による補正。賦課徴収費では、固定資産税徴収のため、売却による換価が見込める土  
地、家屋について、家庭裁判所に相続財産管理人選任を申し立てて、清算手続を開始す  
るための経費の増額。社会福祉総務費では、防犯灯設置費補助金、集落公園等整備事業  
補助金、国民健康保険事業特別会計繰出金の補正。児童福祉費では、第2期子ども・子  
育て支援事業計画策定業務委託料の増額。環境衛生費では、職員の時間外勤務手当の増  
額。農業施設管理費では、道の駅管理部分の管理委託料の組みかえ補正。地籍調査費  
では、県からの追加配分による歳入、歳出の増額。大河内高原整備費では、スキー場の  
駐車場造成工事費の増額。災害対策費では、防災行政無線運営におけるノイズのものと  
の特定作業及び戸別受信機屋外アンテナの設置に係る経費の増額。教育費では、スポーツ  
・文化競技における全国大会等への出場激励金の補正。超高速ブロードバンド基盤整備  
に伴う神崎エリアの小学校、幼稚園、公民館等の公共施設のネットワーク環境整備に係  
る経費の増額。諸支出金では、土地開発基金からの土地の買い戻しによる増額。公債費  
では、利率見直し、平成29年度借入利率の確定に伴う補正。西日本豪雨に係る災害復



旧、災害予防対策関連事業費の増額等々でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,163万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,721万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第74号議案の詳細説明をいたします。

まず、7ページ、第2表、債務負担行為補正をお開きください。1、債務負担行為の追加。事項といたしましては、第2期子ども・子育て支援事業計画書策定業務委託事業、期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額は530万円でございます。これにつきましては、平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業実施に伴う事業計画の策定業務を2カ年の契約により委託するものでございまして、それにより設定するものでございます。

続いて、8ページ、第3表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更。1、臨時財政対策債。これにつきましては、平成30年度普通交付税の算定におけるところの確定したものでございまして、1,320万6,000円増額の、限度額を2億5,320万6,000円とするものでございます。12、観光施設整備事業。これにつきましては、峰山高原スキー場の駐車場の造成工事に係るものでございまして、2,100万円の増額でございます。これにつきましては、過疎債を予定をいたしているところでございまして、これによりまして、限度額を8,440万円にするものでございます。20、農業用施設災害復旧事業。これにつきましては、平成30年7月の豪雨により被災した施設の復旧に係るものでございまして、国庫補助対象分でございます。井堰3カ所、水路1カ所でございます。670万円増額の、限度額を670万円にするものでございます。21、農地災害復旧事業。これも同じでございまして、国庫補助分につきましては対象とするものでございます。田、畑それぞれ1カ所ずつでございます。90万円増額の、限度額を90万円にするものでございます。22、林業施設災害復旧事業。これにつきましては、単独分の林道に係るものでございまして、6カ所でございます。320万円増額の、限度額を320万円にするものでございます。23、公共土木施設災害復旧事業。これにつきましても同様で、まず、河川の部分でございます。補助事業が1カ所、単独事業が26カ所、合わせまして5,630万円でございます。続きまして、町道の部分、補助分が7カ所、単独分が18カ所、合わせまして5,290万円でございます。合わせて1億920万円の増額で、限度額を1億920万円にするものでございます。これによりまして、1億5,420万6,000円を増額いたしまして、限度額の総額を23億2,

370万6,000円にするものでございます。

続いて、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。

2、歳入、9款地方特例交付金、1項減収補填特例交付金、74万8,000円の増額でございます。これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除減収補填分というところで、平成20年度から適用されている個人住民税における住宅ローン減税における減収補填分でございます。普通交付税の算定により確定したものでございまして、今回増額をいたすものでございます。

10款地方交付税、2,745万4,000円の増額でございます。これにつきましては、普通交付税の算定が終わりまして交付額が決定をいたしましたもので、増額をいたすものでございます。算定結果についてお知らせをいたします。まず、基準財政需要額43億4,092万9,000円、続いて、基準財政収入額16億8,859万8,000円、それぞれ差し引きました交付基準額が26億5,233万1,000円。それから、5年かけて縮減いたします、平成30年度は3年目に当たります、その縮減額が1億77万2,000円、そして調整額410万5,000円、それぞれ差し引きました交付額につきましては、25億4,745万4,000円という結果でございまして、当初予算との差額2,745万4,000円を増額いたすものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、これにつきましては、平成30年7月の豪雨により被災した各施設に係る受益者分担金でございます。

まず、2目農業費分担金、1節林業費分担金、166万6,000円の増額でございます。これにつきましては、林地崩壊防止対策事業受益者分担金ということで、崩落した山腹の復旧工事に係るものでございまして、上岩の1カ所でございます。工事費の補助残の3分の2でございます。

4目災害復旧費分担金、1,843万3,000円の増額でございます。まず、農地災害復旧事業受益者分担金、200万円の増額でございます。これにつきましては、農地に係るものでございまして、田、畑、それぞれ1カ所ずつの工事費の補助残の3分の2相当でございます。農業施設災害復旧事業受益者分担金1,493万3,000円につきましては、井堰3カ所、水路1カ所に係るものでございまして、これにつきましても、工事費の補助残の3分の2相当でございます。林業施設災害復旧事業受益者分担金、150万円でございます。これにつきましては、単独の林道の復旧工事に係るものでございまして、工事費の2分の1でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、27万1,000円の増額でございます。これにつきましては、心身障害者福祉費負担金ということで、過年度分の負担金を受け入れるものでございまして、平成29年度実績報告に基づき、追加交付を受けるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金、8,270万8,000円の増額でございます。これにつき

ましては、公共土木施設災害復旧費負担金ということで、まず、河川におきましては、国庫補助対象が1カ所で、河川の護岸の復旧に係るものでございまして、1,667万5,000円でございます。町道に係る部分については、補助対象が7カ所で、のり面、あるいは路肩の復旧に係るものでございまして、6,603万3,000円、合わせまして8,270万8,000円の増額でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、51万9,000円の増額でございます。これにつきましては、社会保障・税番号システム整備費補助金でございまして、戸籍事務におけるところのマイナンバー制度の導入に当たりまして、文字整備の作業に係る経費のシステム改修に係る部分の補助金でございます。

4目土木費国庫補助金、2目住宅費補助金547万3,000円の増額でございます。これにつきましては、定住促進に係る社会資本整備総合交付金でございまして、まず、若者世帯家賃補助に係るものにつきましては51万8,000円の増額、住宅取得支援補助金に係るものが495万5,000円の増額でございまして、それぞれ決算見込みをすす中で事業費の増額がでございます。その2分の1相当額でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。民生費国庫委託金、27万円の増額でございます。これにつきましては、国民年金事務委託金の増額ということで、国民年金のシステム改修に係る交付金でございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金13万5,000円、そして3目衛生費県負担金3万1,000円の増額につきましては、過年度分の負担金の受け入れというところで、平成29年度実績報告に基づき追加交付を受けるものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金、103万1,000円の増額でございます。これにつきましては、人生いきいき住宅事業補助金でございまして、特別型に係るものの補助金の増額でございます。平成30年度から兵庫県の実綱が少し改正をされたという部分とあわせ、申し込みの対象者がふえてきたというところの中で、事業費もふえる中で補助金もふえてきたというところで、増額をいたすものでございます。

3節医療助成費補助金、219万3,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度分の補助金の受け入れというところで、平成29年度実績に基づき追加交付を受けるものでございます。

4目農業費県補助金、1節農業費補助金、80万円の減額でございます。これにつきましては、農業経営法人化支援補助金ということで、当初積算で予定をしておりましたが、平成30年度から事業主体が市町から県農業会議へ移行することになったために、今回減額をいたすものでございます。

2節林業費補助金、600万円の増額でございます。これにつきましては、林地崩壊防止対策事業補助金ということで、先ほど言いました山腹の崩壊の復旧に係るものでございまして、上岩の1カ所でございます。補助対象経費の75%相当でございます。

9目災害復旧費県補助金、4,460万円の増額でございます。まず、農業施設災害復旧費補助金、これにつきましては、井堰3カ所、水路1カ所に係るものでございまして、補助対象経費の65%でございます。農地災害復旧費補助金、300万円の増額、これにつきましては、田、畑、それぞれ1カ所ずつで、補助対象経費の50%でございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金、2万2,000円の増額でございます。これにつきましては、統計調査に係る委託金でございまして、このたび県から市町への委託金の交付の変更通知がございましたので、それに基づき補正をいたすものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。4目農業費県委託金、1,589万円の増額でございます。まず、地籍調査事業委託金1,400万円の増額、これにつきましては、県からの追加配分によるものの補正でございます。道の駅維持管理委託金、189万円の増額でございます。これにつきましては、道の駅の中の県の管理部分に係るものについて、県から改めて委託を受けるものでございまして、土木費から一部組み替えをして増額をいたすものでございます。

6目土木費県委託金104万円の減額、これにつきましては、チェーン着脱場維持管理委託金というところで、この金額を組み替えし、道の駅の県管理委託部分のほうへ組み替えをするということで、減額をいたすものでございます。

7目教育費県委託金、14万2,000円の増額でございます。これにつきましては、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント事業委託金ということで、このたび神河中学校が県教委からオリンピック・パラリンピックの教育推進校ということで指定を受けました。それに伴う委託事業という中で実施することになっておることから、その委託金を計上をいたすものでございます。

16款財産収入、121万5,000円の増額でございます。これにつきましては、土地建物の貸し付け収入でございまして、閉校小学校の施設を貸し付けするというものでございます。旧川上小学校の土地建物の一部を貸し付けするものでございまして、7月から来年の3月末まで、9カ月分の貸付料でございます。

18款繰入金、1項他会計繰入金、5目地区振興基金特別会計繰入金、100万円の増額でございます。これにつきましては、長谷地区振興基金特別会計からの繰入金でございまして、長谷漁業組合への補助金の財源として繰り入れをするものでございます。

2項基金繰入金、3目環境保全基金繰入金、82万円の増額でございます。これにつきましては、環境保全基金からの繰り入れの財源でもって、ごみ減量化対策のアンケート調査の実施の経費に充当するものでございまして、それに充てるものでございます。

5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金、221万7,000円の減額でございます。これにつきましては、平成29年度ふるさとづくり応援給付金を原資として積み立てた実績の数字に基づき、今回それに合わせるために減額をいたすものでございます。

6目財政調整基金繰入金8,084万8,000円の減額、これにつきましては、今回の補正における財源調整ということで減額をいたすものでございます。この減額によりま

して、平成30年末の見込みにつきましては、平成29年度末の決算を受けての基金の残高から計算をいたしまして、13億7,695万7,000円の見込みでございます。

9目土地開発基金繰入金、1,551万6,000円の増額でございます。これにつきましては、旧神崎町において、町土地開発基金で購入をいたしました土地について、事業予算ということの中で、一般会計でその土地を買い戻しをし、事業予算として貸し付けをしていくということの中で、今回買い戻しをする部分の経費について、一旦は町土地開発基金から買い戻しをするために、町土地開発基金へ買い戻した金額が納入はされません。その部分を改めて一般会計へ繰り入れするというものでございます。

19款繰越金、1億7,622万9,000円の増額でございます。これにつきましては、決算の確定により増額をいたすものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1目市町村振興交付金、32万5,000円の減額でございます。市町村振興宝くじの部分でございます。これはサマージャンボに係る交付金の額が確定したことにより減額をいたすものでございます。

8節雑入、29万2,000円でございます。まず、カクレ畑の水道負担金の3万2,000円の増額でございます。これにつきましては、水道施設の電気代等々の増額によりまして、負担金の増額が見込めるという中で、計上をいたすものでございます。続いて、災害見舞金受入金26万円でございます。これにつきましては、平成30年7月の豪雨による災害に係る災害救助法適用自治体ということで、神河町が指定となったことによりまして、それぞれ上部団体より見舞金が出されたことに伴い、計上をいたすものでございます。内訳といたしましては、兵庫県町村会が3万円、全国町村議会議長会3万円、福井県小浜市10万円、公益財団法人兵庫県消防協会10万円。以上でございます。

21款町債、これにつきましては、第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして、15ページ、歳出をお願いいたします。

まず、人件費についてでございます。人件費については、6月末、職員の退職に伴う担当がえ等による組み替えをいたしております。また、その他の異動によるそれぞれの職員手当、共済費等の増減をいたしておるところでございます。

1款議会費、147万2,000円の減額でございます。これについては議員期末手当の減額でございます。新たな議員となられた4名の方の6月支給分の期末手当の部分の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、183万6,000円の増額でございます。これにつきましては、会計年度任用職員制度例規整備支援業務委託料というところで、平成32年度からの制度導入に向けての準備を進めるために業務委託をするものでございます。

続きまして、26節寄附金、3,000万円の増額でございます。これにつきましては、

神戸大学医学部国際がん医療・研究センター寄附金でございます。これにつきましては、昨年4月に設置をされました同センターにおきまして、がん疾患を中心に、先進的な医療、研究、教育を推進をされております。その中で、次の世代を担う高度医療専門医の養成を行うとともに、地域に役立つ優秀な医師の育成にも貢献をされているという状況の中で、これまで神戸大学と連携をとりながら進めております神河町、そして公立神崎総合病院といたしましても、そのセンターの支援をしていきたいということの中で計上をさせていただいております。

4目財産管理費、25節積立金、2,249万5,000円でございます。これにつきましては、公共施設維持管理基金の積立金でございます。

6目企画費、9万8,000円の減額でございます。これらの内容につきましては、アグリノベーションに係る人件費に係る部分と、地域おこし協力隊に係る部分の組み替え補正等々でございます。

8目諸費、450万4,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度分の国、県への返還金ということでございまして、平成29年度実績報告に基づき、国、県への返還すべき負担金、補助金を増額をいたすものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。9目総合推進費、14万円の減額でございます。神河町第2次長期総合計画策定に係るものでございまして、それぞれ委託料につきましては、決算見込みを見込みながら減額をいたすものでございます。また、職員手当の時間外勤務手当につきましては、当初、職員プロジェクトチームの第1、第2小委員会への参加に伴うそれぞれの手当等について計上をいたしていなかったものでございまして、今回計上いたすものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、1万8,000円の増額でございます。これにつきましては、固定資産評価審査委員会に係るものでございまして、このたび固定資産評価に対する審査申し出がございました。そのため、1回分を増額をいたすものでございます。

2目賦課徴収費、100万6,000円の増額でございます。これにつきましては、税の徴収に係る部分でございまして、売却による税との換価が見込める土地、家屋等で家庭裁判所にそれぞれ相続財産管理人選任を申し立てをしながら清算手続の開始をしていくということの中の取り組みの経費として今回計上をいたすものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、51万9,000円の増額でございます。これにつきましては、システムの改修委託料というところで、11ページの国庫補助金で説明したとおりでございます。

5項統計調査費につきましても、歳入で説明をしたとおり、変更交付通知に基づき、それぞれ必要経費を補正するものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、まず、19節負担金、補助及び交付金、166万2,000円の増額でございます。防犯灯設置補助金69万円の増額、これにつきましては、区要望の緊急部分

で拾い上げたものでございまして、7区から54件と、町の緊急部分合わせまして69万円の計上でございます。続きまして、集落公園等整備事業補助金89万2,000円につきましては、本村区でございます。防犯カメラ設置補助金8万円につきましては、杉区でございます。

20節扶助費、206万2,000円の増額でございます。これにつきましても、歳入のところで申し上げました、人生いきいき住宅改造部分の特別型に係るものの増額でございます。

28節繰出金、83万3,000円の減額でございます。これにつきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額でございまして、まず、人件費に係る部分の繰出金が139万3,000円の減額、そして、出産一時金に係る部分が2件分増額の、56万円の増額でございます。

5目国民年金事務費、27万円の増額でございます。これにつきましても、国庫委託金で説明したとおり、システムに係る部分の委託料でございます。

2項児童福祉費、210万円の増額でございます。これにつきましては、債務負担行為の中でも申し上げましたとおり、本年と来年度、2カ年で計画策定をする業務の委託料でございまして、本年度につきましてはニーズ調査アンケートを実施するもので、210万円の計上でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。4款衛生費、3項清掃費、1目ごみ処理費、13節委託料、82万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど基金の繰入金のところで申し上げましたごみ減量化対策のアンケート調査の委託料でございます。現在、神河町ではごみ減量化に向けまして、家庭用生ごみ処理容器購入補助事業、コンポストの補助事業を行っております。そのコンポストを購入された方にアンケートをとるというところの中で、現在の利用実態の調査を改めて行うという調査でございます。

19節負担金、補助及び交付金、1万円の増額でございます。これにつきましては、兵庫県災害廃棄物処理サポート事業負担金ということで、このたび兵庫県によりまして、公益財団法人ひょうご環境創造協会の中に、5月1日付で災害廃棄物サポートセンターというものが設置をされました。その事務経費に対する各市町の負担金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金、66万8,000円の減額でございます。まず、町猟友会補助金、13万2,000円の増額でございます。これにつきましては、有害駆除活動における損害賠償責任保険のほうに加入をしていきながら、その活動に当たるというところの中でございまして、その保険料に対する補助金でございます。農業経営法人支援補助金につきましては、歳入で申しましたとおり、事業主体の変更によりまして減額をいたすものでございます。

5目農業施設管理費、168万2,000円の増額でございます。これにつきましては、道の駅「銀の馬車道・神河」の管理運営に係るものでございます。

その中で、18節備品購入費、65万7,000円でございます。これにつきましては、アンテナショップの冷凍冷蔵庫の購入でございます。

続きまして、2項林業費、2目林業振興費の13節委託料210万円、そして15節工事請負費850万円につきましては、林地崩壊防止対策事業に係るものでございまして、上岩の1カ所でございます。

19節負担金、補助及び交付金、346万円の増額でございます。これにつきましては、治山治水工事補助金ということで、裏山防災に係るものでございまして、3区、3カ所でございます。

それとあわせまして、追加で配付をいたしております、このA3の災害被害箇所一覧表、これを見ながら見ていただければ、私のほうで何区、何カ所というふうに説明をさせていただきますので、これも参考にして見ていただきながらお聞き取りをお願いいたします。

3項水産業費、1目水産業振興費、100万円の増額でございます。これにつきましても、基金の繰り入れの、特別会計からの繰入金の中で申しましたように、長谷漁協の補助金でございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費、215万7,000円の増額でございます。これにつきましては、修繕料というところで、新田ふるさと村に係るものでございまして、温水シャワー棟ほかの屋根ふきかえの修繕でございます。

3目大河内高原整備費、2,100万円の増額でございます。これにつきましては、スキー場整備に係るもので、駐車場の増設に係る造成工事費でございます。これによりまして、約60台分が増加する見込みでございます。

続きまして、7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、1,094万7,000円の増額でございます。これにつきましても、国庫交付金のところで申しましたとおり、若者世帯向け家賃補助金に係るものが103万7,000円の増額、若者世帯住宅取得支援補助金に係るものが991万円の増額ということで、決算見込みをにらみ合わせながら、今回増額をいたすものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、13節委託料、173万円の増額でございます。これにつきましては、戸別受信機屋外アンテナ等の設置委託料に係るものの増額でございまして、これにつきましては、これまで担当課でノイズ調査等をしてきた作業につきまして、本格的に専門的に行っていただくということの中で委託をいたすもの、あわせて、ダイポールアンテナ用の資材の部分も含めまして委託をするというところで、増額をいたすものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち9節旅費1万2,000円、19節負担金、補助及び交付金90万円、これにつきましては、スポーツ・文化競技大会出場激励金ということで、それぞれ激励金審査委員会を開催をしていきながら、それぞれの出場された方への激励金を支給するというものでございまして、90万円につきまして



は、3万円の30件を予定をして計上をいたしておるところでございます。

続きまして、小学校費、中学校費以降につきまして、それぞれ13節委託料の中でネットワーク設定作業委託料というものを計上をいたしております。これにつきましては、現在、超高速ブロードバンド基盤整備を行っております。それに関連したところのネットワーク環境の整備の委託ということで、それぞれ関係する施設の整備を行っていくというところで計上をしております。続いて、もう一つ、防火設備定期検査報告書作成業務委託料というところで、これもそれぞれ小学校、中学校、公民館等々につきまして計上をいたしております。これにつきましては、本年度から学校施設等の特定建築物に設置をされている防火設備、閉鎖式防火シャッターですね、その点検が必要になったというところの中で、今回計上をいたすものでございます。

続きまして、21ページの、2目公民館費、18節備品購入費、37万8,000円の増額でございます。これにつきましては、中央公民館、喫茶アイリスにあります冷凍冷蔵庫の更新でございます。

続きまして、11款諸支出金、1,551万6,000円の増額でございます。これにつきましては、旧神崎町時代において、町土地開発基金で購入した土地の買い戻しということで、今回一般会計で取得をし、普通財産として貸し付けをしていくというところの中で買い戻しをするというものでございます。土地については、福本字中ノ町521番地、1,243平方メートル、用途については、高校用地として取得をしたものでございます。

13款災害復旧費でございます。7月の豪雨により被災した施設に係る復旧に係るものでございます。それぞれの費目において、それぞれの業務に係る職員の時間外勤務手当を計上をいたしているところでございます。

まず、1目農業用施設災害復旧費、13節委託料、750万円の増額でございます。これにつきましては、測量等委託料というところで、6カ所分の委託料でございます。

15節工事請負費、7,150万円の増額でございます。農地災害復旧工事費650万円、これにつきましては補助対象分で、田、畑、それぞれ1カ所ずつでございます。農業施設災害復旧工事請負費ということで、6,500万円の増額。これにつきましても、補助対象分でございます。井堰3カ所、水路1カ所に係るものでございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金のうち、町単独土地改良災害復旧費補助金、2,350万円の増額でございます。これにつきましては、土砂の除去等々でございます。まず、農地に係るものが7区から申請がございまして、15カ所。施設につきましては29区から申請がございまして、86カ所でございます。

2目林業施設災害復旧費、15節工事請負費、650万円でございます。これにつきましては、単独分でございます。林道の復旧に係るものでございまして、4区、6カ所でございます。

19節負担金、補助及び交付金、650万円の増額でございます。これにつきましては

は、作業道の災害復旧費の補助金というところで、これも土砂の撤去等々でございまして、8区で13カ所でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。2項公共土木施設災害復旧費でございます。まず、11節需用費、150万円の増額でございます。これにつきましては、今後の災害を含めまして、安全資材の購入、規制看板、バリケード、カラーコーン等の購入に係る経費でございます。

13節委託料700万円の増額、測量等委託料600万円でございます。これにつきましては、河川が1、道路が7ということで、補助対象分でございます。

続きまして、樹木の伐採委託料、100万円の増額でございます。これにつきましては、支障となる樹木の伐採でございまして、4カ所でございます。

15節工事請負費、1億9,200万円の増額でございます。まず、公共土木施設災害復旧工事費補助対象分でございます。1億3,200万円の増額。内訳を申し上げます。河川が1区、1カ所で2,600万円、町道につきましては6区、7カ所の1億600万円、続きまして、単独分でございます。6,000万円の内訳でございます。河川、12区で、26カ所で4,700万円、町道に係るものは9区で18カ所、1,300万円、それぞれ、河川については護岸の復旧、そして、町道につきましてはのり面、そして路肩等々の復旧に係るものでございます。

23ページ以降に給与費の明細書を添付をしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。歳出の一般管理費の中の寄附金3,000万円、これ……。

○議長（安部 重助君） ページ数。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 15ページですね。これ以外にも過疎債で3,300万、病院の先生をを求めるということで出されていると思うんですが、今回新たに3,000万、今度は一番財源として出してくれということらしいんですが、実際、ほかの病院を抱えている町に聞かしても、やむを得ない部分はあるんやけど、何か担保がなければ、3,000万という金は一応みんなのお金なんで、約束事でも何でもええからあったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。神戸大学と神戸大学病院と神戸町との関係性ということも一つございまして、このたび依頼も受けたというところでございます。これまでのリハビリテーションの寄附講座というところにおきましては、特定の診療科を開設していただくということでございましたけれども、今回につきましては

ては、説明の中でもありましたけれども、将来のがん医療、がん治療について、特に医療機関、そしてまた教育、研修、人材育成といったような、そういう視点でもって、これからの先端、先進医療を神戸大学としても担っていきたいというところで、特に神崎総合病院にそのお願いがあったということでございまして、そのあたりについては、将来的に優秀な人材を育成をしていただき、そして医療を開発をしていただくということによって、神河町の病院にとっても、そして町民にとっても多大な恩恵があるというふうに受けとめさせていただいております。したがって、このたびの支援につきましては、特定の診療科を設けるとかということではなくて、将来的に病院の人材育成、医師確保、そしてまた教育、研修といった、そういうところにも展開をしていくという、そういうプロジェクトに対しての支援ということで、今後引き続き、神戸大学病院とのよい関係の中で、さらに神崎病院の支援をしていただくことを強く期待をしているという、そういう状況でございます。ちょっと答弁になったかどうかわかりませんが、状況としてはそのようなところでございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 説明はわかりますし、意味もよくわかるんですが、いかんせん高額なお金が伴いますんで、ことしは普通交付税の関係で、当初予算が25億2,000万、今回は25億4,700万、2,700万ほど多いから、3,000万出しても何とかなる。ただ、これ1年で済みませんよね。あと2年続きますよね。それプラス、3,300万というのがまた乗ってきますよね。過疎債も返済が来ますよね、10年間、3,000万ずつですか、9,000万ずつですか。そうなってくると、やっぱり負担が大きくなってくると思うんです。町民の人に聞いてもらったら、恐らくそのお金で本当に先生が来てくれるのかなというのが一番心配やと思いますんで、その辺を担保を何かとってみると、やっぱりちょっと苦しいんじゃないかなと思うんですが。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。議員おっしゃるとおり、意味は十分に受けとめさせていただいております。しかしながら、医師確保ということ的前提、医師の派遣を前提としたこれまでのリハビリテーションの寄附講座につきましても、そういった内容で覚書等の締結は行っておりません。したがって、同じ回答になるわけですが、将来的な医療、そして人材をさらに開発をしていく、育成をしていくという、そういうところが重点にありまして、そのことによって神河町に多大な恩恵があるというふうに受けとめさせていただいております。また、このたびにつきましては、神戸大学につきましても医学部と工学部と一体となって取り組むということでもお聞きをしておりますので、そのようなところもお酌み取りいただければなというふうに感じております。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 直接今回の病院の件とは関係ないんですが、まるしいた

けの関係でも、きちっとしたものがなくて、結局流れていったというような感じになっ  
とと思うんです。やはり町のお金を使うことなんで、より慎重を期していくほうがい  
いんじゃないかと思います。これで終わります。

○議長（安部 重助君） これについて答弁、何かありますか。

藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。内容にしましては、日和総務  
課長から申し上げたとおりでございますけども、病院といたしましても、直接医師の派  
遣ということではございませんけども、今後、神戸大学と良好な関係をつくるというこ  
とで、医師派遣についても期待をしてるという状況でございます。それで、先ほどもご  
ざいますけども、実際その3,000万の寄附する場合に当たりましては、おっしゃると  
おり、内容もさらに詰めて、よく詰めてから寄附ということに当たりたいと考えており  
ます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 済みません、2番、三谷でございます。8ページ、地方  
債補正の中で、1点お願いをしたいと思います。先ほど財政特命参事の説明ですと、観  
光整備事業債については2,100万円の増、これは過疎債の分だという話でございまし  
たんで、過疎債につきましては4年間で毎年8億ぐらいの計画で発行してきましたいう  
ふうな話を聞いてますので、30年度について、全体の過疎債の計画がわかっておれば、  
次の機会が結構ですので、一覧表をいただきたいと思います。総務文教委員会までにお  
願いしておきたいと思います。と申しますのは、先ほど出てましたように、ソフト部分  
については新たに3,000万というふうな話が出る中で、これは一般財源対応にせざる  
を得ないというふうな状況も聞いてますので、そういう部分も含めての話で、一覧表を  
つくってほしいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その部分に  
ついては、今回補正の部分で上げました部分も含め、ほかの部分も含めまして、地方債  
の補正関係、計上関係について、委員会までに資料はつくって、提示をさせていただき  
たいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。大きくは2点ほどお伺いしたいと思います。  
まず1点は、16ページの総務費の中の、総合推進費の時間外勤務手当120万、これ、  
先ほどの説明では、職員プロジェクトの関係でというふうなことがあったと思うん  
ですが、当初予定していなかったという話なんですけども、何名分でどれぐらいの時間

の分なのかということと、あわせて、18ページの衛生費の時間外勤務手当109万2,000円について、これについては説明なかったように思うんですけども、この中身、何名分の何時間ぐらいのものなのか。それと、災害復旧費の中は当然時間外勤務手当が出てくるんですけども、これにつきましては災害の復旧ということで仕方ないことなんですけども、この分については特に職員の健康管理について、管理職の皆さん、気をつけていただきたいなという、これは要望でございます。

それともう一つは、2款総務費の企画費の中の、今回の補正の中身が、アグリノベーションの関係と地域おこし協力隊の組み替えということやったんですけども、この辺の中身を、きょうであってもいいですし、次回の総務常任委員会でも結構ですけども、少し中身を詳しく説明をお願いしたいなというところです。以上です。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、私のほうからは、長期総合計画に係る時間外手当の補正の内容について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。職員手当120万円の増額ということでございますが、職員プロジェクトを計23名、各課から選出をいただいております。この職員プロジェクトにつきましては、審議会、各小委員会2つ設けておりますけれども、そちらの委員会のほうにも出席をしていただくということで、特に夜間、そして休日等の会議の想定もさせていただいております。見込み時間としましては、平日で合計290時間、それから休日で122時間ということで、事務局の時間外部分も含めて計上をさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課、田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。18ページの、環境衛生費の時間外手当について御説明申し上げます。この時間外勤務手当につきましては、住民生活課の環境防災係の4人の職員の分でございます。時間数にいたしまして314時間でございます。説明といたしましては、本年4月以降から7月末までの間での台風等、梅雨前線等の停滞による長雨と水防活動の対応、またそれによりましての事前の見守り等、平時の業務を時間外に水防活動を行うことで、そういった業務が停滞して、時間外がかさんだという内訳でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。2つ目の御質問にございました企画費の予算の組み替えといったような説明をさせていただいておりますけれども、企画費の中で、アグリ関係につきましては、財源の確保ということで、地域おこし協力隊の交付金を使った財源の部分と、それ以外の部分ということで、人件費が組んでございます。うち、それ以外の部分について、職員が退職をしております。その補充として採用をしました協力隊員、あるいは協力隊員の中で、この8月末をもって自立をしていくということで、退職する隊員もおりますので、そう

いった部分での一般の人件費の部分と、地域おこし協力隊の経費の部分とを少し組み替えたといったような部分が主な内容ということでございます。以上でございます。一覧表としては、また御提示をさせていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 直接補正予算とは関係ないかもしれませんが、今、地域おこし協力隊に関連でということで教えていただきたいんですが、アグリイノベーションの対応の地域おこし協力隊が、状況を聞いてみますと、お二人とも退職されてるように聞き及んでおります。その協力隊員の育成、研修も含めて、指導も含めて、その辺のところ、財源確保という部分での地域おこし協力隊の制度の利用というのはわかるんですけども、やはりその人の人生かかっているわけですから、そういう育成とか指導という部分について、現状をまた教えていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。アグリの部分につきましては、少し今回はそれぞれが自立をして就農をしていくということで、前向きに自立をしていったというふうには考えております。それ以外にも地域おこし協力隊員はおりますが、それぞれの今行っておりますのは、外部のアドバイザーにお入りをいただいて指導助言をいただいております。年当初に自己の、この1年間の目標を設定をして、それを個別面談等を繰り返しながら、その進捗状況を確認していく。そして、中間の時点で中間発表会、また一番最後には1年間の総括の発表会といったような形で、それぞれ協力隊員、あるいはサポートをしていただいている職員も含めて、一体的な目標管理といったようなことで、それぞれの隊員の使命が進みますような形での指導助言をアドバイザーを使って行っておるところで、人材育成につなげているつもりでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。15ページの総務管理費、一般管理費の中の13節委託料で、会計年度任用職員制度っていうのが平成32年度から導入されるというような、先ほどの説明であったと思うんですけども、一体この会計年度任用職員制度というのはどんなものなのか。例規整備の支援ということで183万6,000円上がるとありますが、例規整備で183万6,000円っていうの、ちょっと高いんで、一体どのような業務を委託されるのか、その2点をお願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。会計年度任用職員についての御質問ということで、従来、神河町でいいますと、嘱託員、そしてまた臨時職員といった方々が対象になってくるわけですが、地方公務員法の改正によりまして、平成32年4月から会計年度任用職員に移行していくということになります。この背景には、これ

まで臨時・嘱託員につきましては、地方公務員法の第3条関係、そしてまた第17条関係、また22条の5項関係といったことで、該当の例規はあるわけですがけれども、そのあたりの任用根拠が十分でなかったということも踏まえて、このたび改正をされたというところでございます。一つは、任用根拠を明確にしていく、そして厳格化をしていく、そして給与等の整備、そういったものをしっかりとしていくということが求められております。その中で、今回の支援業務につきましては、当然、条例を整備をしていく必要がありますので、そのあたりの中で当然給料表といったものもつくっていく必要があります。現在、県下でも県が主導をしていただきながら、関係市町との研修会等も行っておりますけれども、なかなかそれぞれの町が現状から進んでいかないという状況もございまして、多くの市町では業務を一部委託をしながら例規整備を進めていくという状況にございまして、そのあたりの見積もりをとった内容が180万、190万といった金額になってきたというところでございます。具体的には、現状及び運用方針の調査、また研修の実施、それから例規の整備というところではございますが、一番ネックとなっ  
てまいりますのは給料表の作成と、そしてまた服務等の整備といったようなところも、正規職員同様のものが求められてきますので、そのあたりをどこまでの範疇で整備をしていくかということが、今後さらに研究を進めながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。20ページの19節、ここにスポーツ・文化競技大会への激励金という項目が上がっております。これについてもちょっと内訳いいますか、内容をお聞かせ願いたい。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。スポーツ・文化競技大会出場激励金ということでございますが、内訳としましては、3万円の30件、前年度の実績を踏まえて、とりあえず個人で3万円というところの30件を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。きょうの総務文教常任委員長の報告の中で、この交付制度についての制度を進めておるという報告であったんですけど、それに準じてですか、それとはまた別に関係なしの、今回この補正で支給しようということの解釈でいいんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 激励金の要綱につきましては、8月の30日の教育委員会で最終的に決定をしたところでございます。予算につきましては、この議会で承認いただきまして、施行を進めるというところでございますが、適用についま

しては、4月にさかのぼって適用ということでございまして、激励金の内容につきましては、個人で全国大会3万円、世界大会6万円というところがございしますが、基本は個人の全国大会が基準だということで、3万円の30件を上げさせていただいております。これがもし世界大会等で不足するようございまして、また補正等のお願いをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。私の勘違いか思い違いかわからないんですけど、これについての条例的な制定がなされるのかなと思ったんですけど、これはまだ決まってないと思うんですけど、そこらあたりがどういう方向で、この内容的なものになったのか。私は条例的な案が出て制定、案的なものを見ました、総務文教常任委員会の中で見たんですけど、これを最終的にどうしようかという決定的なものの案がなかったように思うんですけど、私の思い違いかもわかりませんが、どういう内容でそういう似た内容が今回なされるのかというのが、ちょっと理解しがたい点があります。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。今回の激励金の交付につきましてですが、神河町スポーツ・文化競技大会出場激励金交付要綱としまして、要綱については、教育委員会規則の中で教育委員会要綱として定めるところでございまして、審議につきましては、教育委員会で審議をし、決定をさせていただいたところでございます。ただ、内容につきましては、以前からも横断幕等掲げているところと、激励金を設けなさいというような議会からまた指摘もございましたので、前回の総務文教常任委員会、また前々回の総務文教常任委員会で説明をさせていただいて、大まかな内容について説明させていただきましたが、最終的な決定につきましては教育委員会で決定をさせていただきますというような報告をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。まず、20ページ、21ページの教育費についてお聞きします。聞き間違えてたら申しわけないんですけども、各小学校費等々でネットワークの設定作業上がってますけれども、こちらは何か高速ブロードバンドに絡む何かやいう説明はあったと思うんで、その少し詳しい内容と、小学校と幼稚園と、公民館、社会教育施設が上がってるんですけど、中学校費には上がってないのは、これはなぜなのかの2点をお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。まず、今回の教育委員会のネットワークの設定作業につきましては、大きくは、今現在行っておりま



す神崎エリアの光ファイバー化が一番メインになっております。その関係がございまして、神河中学校につきましては、既に大河内側は光が入っておりますので、今回の設定には関係ございません。まず、小学校費と、それから幼稚園費の部分でございますが、工事の内訳としましては、現在、同軸で引き込んでおりますインターネット回線を光化するという部分とあわせて、警備保障をインターネット回線で使っておりましたので、それを光化しまして、町の財務会計のラインと分けるという部分がございます。その設定費と工事費になります。あわせまして、神崎公民館につきましては、今言いました工事プラス、図書システムを今N T Tの光を使っておりますので、町の光のほうに切りかえるという工事費を含んでおります。教育施設費につきましては、きらきら館とやまびこになりますが、そこも今のにあわせまして、アルソックの対応と回線の工事になります。ただ、大河内エリアの中央公民館につきましては、今既に光は入っておるんですが、その光の部分もネットワークのほうに活用しておりませんので、それを新たに、新しいブロードバンドのほうに接続しまして、図書システムのほうを今のN T Tから町のインターネットのほうに切りかえるという工事になります。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかはございませんか。

ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第74号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

○議長（安部 重助君） ここで、お諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日は、これで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす9月6日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時08分延会

---